

平成25年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年3月7日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成25年3月7日	16時00分	議長	後藤信八	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	鳥飼勝美	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
会議録署名議員	11番	林博文		12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	農林環境課長	松雪靖弘		
	副町長	田代正好	まちづくり推進課長	天本正弘		
	教育長	大串和人	会計管理者	毛利俊治		
	総務課長	小野龍雄	教育学習課長	内山敏行		
	企画政策課長	木村司	こども課保育園長	熊本弘樹		
	財政課長	城本好昭	健康福祉課主幹	緒方京子		
	税務住民課長	天本政人	健康福祉課主幹	原博文		
	こども課長	内山十郎	健康福祉課主幹	安永宏之		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|----------|---|
| 日程第1 | 一般質問 |
| 1. 鳥飼勝美 | (1) 国の緊急経済対策と基山町の経済対策予算について
(2) 地域住民からの請願について
(3) 公の施設である「町民会館」の使用料の見直しについて |
| 2. 久保山義明 | (1) 6次産業化への取り組みについて
(2) 地域公共交通について
(3) 国際リニアコライダー(ILC)誘致について |
| 日程第2 | 第1号議案 基山町道路法施行条例の制定について |
| 日程第3 | 第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正について |
| 日程第4 | 第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正について |
| 日程第5 | 第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第7 | 第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第8 | 第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正について |
| 日程第9 | 第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 第9号議案 基山町教育委員会教育委員の任命について |
| 日程第11 | 第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について |
| 日程第12 | 第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第13 | 第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第16 | 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について |

- 日程第17 選挙 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第18 特別委員会付託 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、おはようございます。7番議員の鳥飼でございます。

本日は一般質問3日目ということにかかわらず、この議会に多数御出席いただきまして傍聴いただき、ありがとうございます。

私は、この議会が町民代表の場であり、皆様とともに歩む議会であるという考えに立って、皆様の御意見が少しでも町政に反映することが議会の役割であるという考えのもとに立っているところでございます。このことを念頭に置き、私の今回の一般質問に移りたいと思います。

私の今回の一般質問は、1つ、国の緊急経済対策と基山町の経済対策予算について、2項目め、地域住民からの請願について、3項目め、公の施設である「町民会館」の使用料の見直しについての3点につきまして町長及び教育長へ質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず国の緊急経済対策と基山町の経済対策予算について質問いたします。

昨年12月16日の衆議院総選挙の結果、民主党政権から自民党政権へ政権が交代したところであり、その後、安倍新首相は、アベノミクスとして2%以上のインフレ目標の設定、日銀による金融緩和・拡大、3項目として公共事業による需要の追加の3つの経済対策が発表されているところでございます。これによりまして、国の平成24年度の補正予算として緊急経済対策として13兆1,000億円という巨額の補正予算と、平成25年度予算としては公共事業関連費を4年ぶりにふやすなど、デフレ不況からの脱却に重点を置いた予算となっており、その総額は92兆6,000億円に達しているところでございます。その結果、経済対策を柱とす

る平成24年度補正予算と一体化した15カ月予算として、切れ目のない経済対策を実施すると強い意志表明があつているところがございます。

また、これに関連しまして、公共事業関連費として、中央自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故も踏まえ、老朽化したトンネル、道路などの点検・補修に活用する防災安全交付金を中心に、平成24年度の当初予算の4兆6,000億円を上回る5兆2,000億円の公共関連事業費が計上されております。

これらを踏まえ、小森町政10年目の節目に当たる平成25年度の基山町の当初予算に関して、国の公共事業関連予算を踏まえたところの予算編成となっていると思っておりますが、次の項目について質問いたします。

(1)緊急経済対策の一環として自民党政権が編成した、平成24年度大型補正予算と平成25年度当初予算に対しての町長の考えは。

(2)平成24年度補正予算の地域の元気臨時交付金事業として基山町で取り組む予定の事業は何か。

(3)平成25年度以降に、社会資本整備総合交付金事業として取り組む予定の事業は何かについて質問いたします。

次に、2項目めの地域住民からの請願について質問いたします。

この請願は憲法第16条の請願権に基づくものであり、地方自治法第124条により7区区長ほか174名の方からの請願書が町議会に提出されたものであります。この請願の趣旨、目的は、都市計画道路日渡・長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用に関するもので、当長野地区は昭和40年代からの誘致企業の製造業、流通業の進出により基山町の発展に寄与してきたこと、また、市街化区域がほぼ開発が進み、隣接する市街化調整区域内の農地が駐車場等に農地転用されてきている現状であること、また、基山町の総合計画等においても、この長野地区が、市街化の適正な誘導、国道3号線沿道の居住環境に配慮しながら、商業機能を中心とした良好な沿道市街地の形成を図りますとうたわれていることとございます。しかしながら現状は何ら進展がないということなど。これらのことから、請願者は次の4項目について請願されているところです。1つ、都市計画道路日渡・長野線の延伸、2つ、長野地区の計画的な土地利用の推進、3つ、平成25年度予算に道路整備基礎調査の関連予算の計上、1つ、長野地区の住民、地権者との対話、説明会の開催の4項目でございます。

これらのことを踏まえ、この請願に対する町長の感想、見解について次の項目について質

問いたします。

(1)長野地区住民から町議会に対して、都市計画道路の延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書が提出されているが、この請願の趣旨についての町長の感想は。

(2)この請願の趣旨は、町長への陳情事項と私は考えておりますが、なぜ町長ではなく議会への請願となったと思うのかについて質問いたします。

次、3項目めについて質問いたします。

公の施設である「町民会館」の使用料の見直しについて質問いたします。

今回の質問は町民会館の使用料に絞って質問いたしますが、他の公の施設である総合体育館等の使用料についても同じ認識であると私は考えております。

この町民会館の使用料の法的根拠は、地方自治法第225条で公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定されているところです。この町民会館は、平成9年1月10日に落成式典が挙行され、総事業費約23億円で完成いたしております。また、この町民会館が町民の生涯学習の場として多くの町民に利用していただいていることを念頭に置いて質問いたします。

しかしながら、完成以来16年にわたって一度も使用料の見直しがなされていないという状況は甚だ異常な事態であると私は考えているところでございます。建設当時と現在までの状況の変化、また行財政改革の観点からも、今後、適正な使用料を算定することが納税者と利用者の公平性からも最重要課題であると考えているところでございます。このことから、今後の使用料の見直しに関して基本的な考えについて、次の項目について質問いたします。

(1)この施設の使用料の見直しについて。

ア、使用料の見直しに対する基本的な考えは。

イ、今後の見直しのスケジュールは。

ウ、見直しに対しての基本方針の作成はされているのか。

(2)使用料の算定について。

ア、使用料の算定の基本的な考えは。

イ、施設を利用する者（受益者）が負担する使用料金の根拠となる原価とは。

ウ、現在の使用料はいつから適用されているのか。

(3)使用料の減免制度について。

ア、減免制度の基本的な考えは。

イ、現在の減免制度の現状、問題点と今後の課題は何か。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。それでは、鳥飼勝美議員の御質問にお答えを申し上げさせていただきます。

まず、1項目めと2項目めについて私のほうからお答えします。3項目めの町民会館の使用料については教育長のほうからお願いをいたします。

まず、1項目めの国の緊急経済対策と基山町の経済対策予算についてということで、(1)緊急経済対策の一環として自民党政権が編成した、平成24年度大型補正予算と平成25年度当初予算に対しての町長の考えはということでございます。

これにつきましては私も、現在我が国では、円高、デフレ対策等の経済の立て直し、活性化が喫緊の課題であると思います。そのためには有効な施策であろうと思ひ、期待もいたしております。したがって、本町の取り組みといたしましても、一般会計2億7,300万円、下水道特別会計2,100万円を平成24年度の補正予算に盛り込んでおります。国の予算編成がおくれているため、当初予算には余り反映されておられません。6月補正予算以降にまた地域の元気臨時交付金を活用した事業を検討したいと考えております。

(2)の平成24年度補正予算の地域の元気臨時交付金事業、これは地域経済活性化・雇用創出臨時交付金として基山町で取り組む予定の事業は何かというお尋ねです。

平成24年度の補正予算に計上する地域の元気臨時交付金を活用する事業は、道路の附属物やのり面、擁壁等の点検を行う道路ストック点検事業と、中学3年生の教室と特別支援教室にエアコンを設置する基山中学校空調設備設置事業でございます。

(3)の平成25年度以降に、社会資本整備総合交付金事業として基山町で取り組む予定の事業は何かというお尋ねです。

道路事業関係で本桜・城の上線道路改良工事、黒谷線舗装補修工事、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、公園事業関係で総合公園整備工事、安全・安心対策緊急総合支援事業工事、都市公園施設長寿命化計画策定業務を予定をいたしております。

2項目め、地域住民からの請願についてでございます。

(1)長野地区住民から町議会に対して請願書が出されているが、この請願趣旨についての町長の感想はということ、(2)この請願の趣旨は、町長への陳情事項と考えるが、なぜ町長ではなく議会への請願となったと思うかというようなお尋ねでございます。これは1と2につきましては関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

町のほうから地元の区長さんへ確認をいたしましたところ、町としては計画をされているので、その後押しをお願いするために議会へ請願をされたということ聞いております。そこで、御存じのようにさまざまな困難な問題もあるようですので、私どもも可能な限り何とか計画に沿う形で努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

鳥飼議員の御質問にお答えをいたします。

3項目め、公の施設である「町民会館」の使用料の見直しについてという項目でございます。

(1)この施設の使用料の見直しについて。

ア、使用料の見直しに対しての基本的な考えはというお尋ねでございますが、町民会館は開設から16年が経過し、経年による施設設備の老朽化等が出ています。また、会館の設備は特殊なものが多く、修繕や更新等には数十万から数百万円かかるものもあり、維持管理には財政的に大きな負担がかかります。このような中、開設当時から変わらない使用料について、将来に向かっての施設の維持管理費、本来負担すべき公的負担と受益者負担の割合や近隣の状況などを調査し、額の改定や徴収方法など改正が必要な場合は見直しを行うこととなります。

イ、今後の見直しのスケジュールはということです。町民会館は平成21年度から指定管理者制度を導入し、来年度をもって5年間の指定が終了しますが、それに伴い平成26年度から継続するかどうかを検討していますので、それにあわせて使用料の改定についても検討したいと考えております。指定管理者制度の継続を考慮して、平成26年4月からの施行ができればと考えております。

ウ、見直しに対しての基本方針の作成はされているのかというお尋ねですが、現段階では

作成しておりません。これからの具体的な改正案等を検討する中で議論していきたいと思
います。

(2)使用料の算定について。

ア、使用料の算定の基本的な考えはということですが、使用料算定の基本的な考え方につ
いては、利用する人に応分の負担を求めるに当たって、その受益者負担額の積算根拠を明確
にする必要があります。また、その施設によって行政サービスを利用する人と利用しない人
があります。このため、利用しない人への公平性を確保するため、利用する人への受益者負
担を原則とすることが考えられます。さらに、減免規定についても、いろいろな利用形態が
あることから明確にする必要があると考えます。

イ、施設を利用する者、受益者でございますが、負担する使用料金の根拠となる原価とは
というお尋ねですが、各施設における料金設定の目安となる適正な使用料を算定するため、
原価としては人件費、物件費、維持管理費、減価償却等が考えられます。

ウのお尋ねの現在の使用料はいつから適用されているのかということですが、町民会館が
開設した当初からの適用でございます。

(3)使用料の減免制度について。

ア、減免制度の基本的な考えはというお尋ねです。受益者負担の原則を基本に、各行政サ
ービスの目的や個別の利用形態に応じた減額や免除の規定が施設の利用促進のために必要で
あると考えています。

イ、現在の減免制度の現状、問題点と今後の課題は何かというお尋ねです。基山町では詳
細な規定をつくって減免制度を活用しています。具体的には、町、国や県、他の地方公共団
体等が主催または関係する事業、町内の学校や社会福祉事業を営む施設等が主催する事業等
について、減免あるいは免除を行っています。減免制度は施設利用促進に一定の効果を上
げていると思いますが、どれもこれも減免制度が利用されると本来の負担の公平性を損なうこ
とになりますので、減免制度が利用できる団体、各種大会や行事等、具体的に明示する規定
について精査していきたいと思ます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。非常に大きな話で非常に私もあれですけども、基本的には先ほど町長がおっしゃいましたように、期待感もあって、こういうふうなデフレスパイラルに陥る日本経済のために少しでもということで、自民党政権がこういう経済対策を出したわけですね。昨年の12月からそういう動きがあっておりまして、私は12月でも基山町の事業について少しでも緊急経済対策にのせるものは精査してすべきじゃないかというふうな観点で質問したと思っております。

1番は終わります。期待感も出てということで御回答いただきました。

2番ですね。平成24年度の補正予算、はっきり言って全額25年度に繰り越さなければできないですね、時間的にできない予算でございます。これについて基山町では、先ほど答弁にありました道路ストック点検事業と基山中学校へエアコンだけしか入っていませんね。これらは当初から計画されていた事業ではないかと。今度の緊急経済対策としての予算の配分に伴う事業というのは、基山は新規の分というか緊急対策用としての公共事業関係は全くなかったというふうに理解していいですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

2番で今町長が答弁をされましたのは、地域の元気交付金を充当できる事業がその2つの事業だということで答弁をされました。そもそも今回の地域交付金につきましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策ということで新しく打ち出しをされたもので、国の補正予算で組まれた補助事業に該当するものが今回の補正予算で計上をしているものでございまして、その地方負担額を軽減するために元気臨時交付金というものが創設をされました。

それを地方負担額の8割相当を算定をされてくるように創設をされたんですけども、実際にその交付金を充当をできますのはいろいろ制約がありまして、実際基山町では道路ストック事業と中学校の空調設備だけが充当をできる事業であったと。その充当以外の国から来る交付金につきましては、また違う事業をやりなさいということでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今、財政課長が説明されて少しわかったんですけども、今度の3月の基山町の補正予算

で資料をいただいておりますけれども、2億9,400万円の緊急事業を補正予算、平成24年度でして、ほとんど全額を25年度に繰り越されるんですけれども、これが出ていますよね。総事業費が2億9,400万円で、そのうちの国庫支出金が1億5,000万円と。大体51%が国庫補助ですね。それと、先ほど言われましたストック事業と中学校のエアコン、これが臨時交付金で5%。それと地方債が1億1,900万円で40%。一般財源が900万円の3.2%。非常に補助率といいますか、非常に高額になって、この分の地方債の分についても基準財政需要額に算入される予定もあるでしょうから、非常に高率な補助で緊急経済対策を政府も後押しをしているわけですね。

こういう観点から私、先ほど言われましたけれども、非常に少ないと思うんですよ、事業が。もう基山はこれぐらいしか、先ほどちょっと……、限度額とかそういうのが国が、これは申請しても、基山町は道路ストックが1,600万円とエアコンが1,300万円、2,900万円しか地域の元気臨時交付金という高額な補助にはのせられないんですか。その辺は、町長の働きではもっと高額な助成対象になるとかそういうものはないんですか。財政当局でもう、県あたりでもう基山はこれまでしかないですよと言われるんですか。その辺の状況を教えてください。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほども御答弁申しましたように、今回の補正予算では国の補助事業にのせられる事業だけが臨時交付金の対象になるので、国のメニューに沿った事業じゃないと採択をされません。国も枠がありますので、各市町村から上がってきたやつを県で集計をして、それを国で集計し、それを各県に割り当ててしまいますので、限られた予算の中で配分が来たということでございます。うちも実際にまだ消防事業とか、どんなのがありましたかね、基山小学校の特別支援のエアコンとか、それも一応県のほうと協議をしたんですけれども、それは該当にならなかったという経緯がございました。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういう事情も事務レベルであったと思いますけれども、私が言いたいのは、基山町の状

況において、町長のほうがいろんな事業をされていて、その分の補助率のほうで、そういう陳情とかこれにのせてくれというのは町長もなかなかあれでしょうけれども、そういう陳情とかは、町長は県の財政当局なり陳情とかそういうことは今まで全くされていなかったんじゃないかと思いますが、そういうことは全く事務屋さんに任せて、町長としては、こういう高額補助にのせるべきで基山町としてもこういう事業でしたいとか、そういうアプローチとかは県の当局にはされていらっしゃるんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

議員おっしゃるように、余り私も陳情とかなんとかというようなことは今までいたしておりませんでした。それから、特に民主党政権下3年ばかり、陳情というのは一切もう、一切といたしますか、だめだというような、そういうスタンスでございましたものですから余り行ってないということ。それと、今回のこれに関しましては、特に陳情してどうこうということじゃございません。やはりかなりの制約、枠というのもございますし、それをねじ込んでどうこうというような、特に今度の場合はそうじゃないということは申し上げたいと思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長の政治姿勢がそういうあれですからね。しかし、やっぱり町長の一言によって基山町の町民の方の負担が下がる。特に今度の予算あたりですね、極端な言い方ですと100%国の補助、起債でできるような、中学校のエアコンあたりもほとんど100%国の経済対策でできたというふうなことで、そういう折には町長もひとつ頑張っていたいただきたいと思っておりますけれども、それと関連しまして、平成24年度の佐賀県の緊急経済対策が打ち出されて、280億円の補正予算が出ていますよね、県の事業が。その県の事業に対しての基山町内における佐賀県の事業は、その280億円のうち幾らありますか、財政当局つかんでいますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

県が組まれた280億円のうちに基山町が実施している事業はございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そうなんですよね。佐賀県が280億円県内に経済関係やっていますけれども、佐賀県の県税は私たち払っているんですよね。皆さんも給料から引かれていますと思います、町民税と県民税。280億円の事業をやっている、基山町内における事業については全くない。今、財政当局は全くないと言いますが、私が見つけたら1つだけありました。平成24年度の緊急経済対策として保安林整備事業基山地区間伐が614万3,000円だけ、農林のほうで県の事業で1カ所だけありました。600万円だけありました。

ということで、佐賀県において基山町は全く県の事業対象の事業は、町長、ないと、基山町における佐賀県の事業分はないというふうな認識でいられるんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

全くないとは私もちょっとこの場では言い切れませんが、しかし、今度のこの県の事業、それをじゃあ基山町も何とかやってくれとか、そういう問題じゃないと思うんです。県サイドでクリークの整備とかいろんな港湾の整備とか道路、道路は県としての懸案の道路整備という方針というようなことが新聞にも載ってございましたけれども、ほとんど県サイドでの事業だというふうに私は思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それはもう町長の政治スタンスとして前からそういうスタンスですけども、私が言っているのは、県がするから、基山町内における住民の生活、安全安心のいろんな施設はもう県が、土木事務所なり本庁が考えることであって、基山町のトップである町長としては、県あたりにはもう何ら働きかけなくて黙っていて、県がするかしないかは知りませんと。私、それではできんと思うんですよ。

ちょっと極端な言い方をすると、町長のお住まいの秋光の実松川の氾濫、毎年やっ

すよね。何十年も前から町長の自宅にも水が入ることがあると思いますけれども、ああいう基山町の安全安心、いろんな実松川の改修にしても、そういう重点要求項目とかは県知事なり所管なりそういうのには全く上げられていないんですかね、基山町は。実松川も何年も前から水害で水没して、特に町長の家なんか毎年あそこ氾濫しているようですけれども、そういうのを佐賀県あたりには全く、土木事務所とかそういうのには。そういうのがあったならば、私は緊急経済対策にいち早く出ていると思うんですよ。何も基山町からアプローチがなかったから、こういうふうには何ら県の事業はつかないと。何か課長さん、あるんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

実松川の河川改修につきましては、鳥栖の土木事務所の中でその俎上にはのっております。しかし、それはやはり県の計画もございましょうから、それを今の段階では我々が承知いたしておりますのは、計画はあるけれどもまだ公表する段階ではないというような話をお伺いしております。それにつきましては、当然町長もお話をされておりますし、事あるごとに陳情はされております。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

県には何も要望していないのかというようなことのございますけれども、決してそうじゃございません。ずうっともう何十年、私、町長になる前もいろんな場面で、その当時は3号線の拡幅を早くやっちゃってしまってくれというようなこと。これはもう3号線拡幅推進協議会みたいな、八女までずっと含めたところの協議会ですけれども、いろいろな諸般の事情があって基山町はいち早くできました。ほかのところはまだとてもじゃございません。そういうこと。それから秋光の河川改修、これも前の代からずっと言ってきて、それができ上がったということ。

さあ次は何だというようなことを私どもも考えておまして、次は私はやっぱり基肄城だというような思いがあって、基肄城のことを事あるごとに言ってまいりました。これはちょっと今、県としてはというような答えもいただいたというようなことのでがっかりしてござ

す。今度は国に働きかけようと思っています。それから、当然実松川、これも10何年前も前の課題でございますので、私のほうがどうこうじゃなくて、今度はそっちのほうにシフトして訴えていこうということで今やっているところでございます。

それと、今度のこれにはのらなかったというのは、それをおまえが言いに行けばできたんじゃないかというような……をお持ちかもわかりませんが、今度の場合は決してそうじゃないと、ずっと言い続けていることですよという、それだけ申し上げておきます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長も御努力されているとは重々考えておりますけれども、陳情、陳情というのが悪いことのようなイメージで民主党政権のときありましたけれども、やはり地元の実情を首長として県当局に行くというのは、これは正当な政治活動の中と思っております。何回も言いましたように、実松川の問題も長い、保育園、それに続いて図書館の検討も大きく基山町の計画からなっています。

それと、県の資料では、初めて実松川の調査護岸工事が平成25年度予算に500万円についているんですよ。ついに出たんですよ、町長。調査護岸工事が500万円、平成25年度の当初予算についているんですよ。だから、町長に言いますけれども、町長の熱意といいますか長年のあれが実ったんじゃないか。平成25年度に調査護岸工事費が500万円、緊急対策事業として県のほうの事業にのっております。それは非常にいいことです。

私が聞くとところによると、基山町は県にはほとんど何も要望は上がってこんもんなと、それけんなかですよというふうな県の職員の、幹部職員ですよ、声も聞こえるというんですよ。基山からは何も要望がないけ、この緊急経済対策とかなんちゅうたって予算は基山は何もなかもんなしだっちゃち。そういうふうな県の職員の、土木関係といいますか農林か知りませんが、そういうような声も私は聞くんですけども、その点について副町長、県のほうから副町長になっておりますけれども、基山町はそんなにアプローチはしないで、もう成熟された高齢化の町になっていくと。どういうふうな印象をお持ちですか、基山町。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

県職員の立場で言いますと、基山町から要望が上がってないとかそういうことはないと思います。私は県土づくり本部にもおりましたけれども、やっぱり道路の要望とか河川の要望、それは本課のほうにも話が上がっておりますし、本部のほうにも、上のほうにもつないだりしておりますので、基山町としてはちゃんと要望はされていると思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。住民の安全安心、特にそういう観点から。

そこで、今度の緊急経済対策で大型が出て、補正予算で2億9,000万円から出て、当初予算もいろんな事業が出ていますね。ここで一番大事なのは、予算はいいんですよ、これでやって、住民の安全安心、緊急経済。問題は、その受け皿である職員の技術職員、特に専門職員、そういうマンパワー、私はこれを非常に危惧しているんですよ。昨年度、課長が5名やめられました。ことし3月で5名またやめられます。全部、そういう昔の災害復旧なりいろんな工事をいっぱいやってきた人たちがやめていかれるんですよ。ここ何十年間、基山町は災害もなく大きな公共事業もないので、いろんな公共新規事業やっていません。だから、そういう事務の継承も非常に問題になると思います。特にこういう土木事業、建築事業、いろんな技術職員が私は非常に不足して、総務課長あたり、技術畑で入庁されている方がやめられて、設計書を最初から皆勉強させんとわからないというか、そういう技術職員の現状はどういふうな状況になっておりますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

確かに技術職ですね、そういった養成は必要であると思っておりますし、先ほど議員がおっしゃいますように、じゃあそのマンパワーが不足しているのではないかということでございますけれども、そういった点に関しましては別のほうでサポートするような形で十分な体制をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

非常に歯切れが悪い答弁だったんですが、はっきり言って見通しはないということですね。だから私が町長に言いたいのは、今度、緊急経済対策の中に緊急雇用対策も入っているんですよ。私はそういう中途、民間での中途の技術者とか、職員として中途採用職員、技術職の中途採用職員、3年間とか5年間とかそれは言いませんけれども、中途、40歳、50歳ぐらいまでに広げた技能職あたりの、よその市町村は採らない。特に東日本大震災あたりで職員が不足していて大変な状況でございますけれども、私は基山町においてもこれだけの事業、特に人事管理上、技術職が不足して、担当課長は言いませんけれども、ほとんど何名かしかはっきり言って今はいないと思うんです、基山は。だからそういうことで、中途の技術職員の採用等については、町長、そういうお考えはございませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに今技術職が本当に少なくなったという実感は、私もよく課長とも話しております。昔はやっぱりもっともっとというようなことだったと思います。職員自体も多かったでしょうし、それから事業も、これは私の不徳のいたすところかもしれませんが、事業も以前よりもやっぱりちょっと少なくなってきたということは、それもございます。

そういうことでございますけれども、手薄になっているということは私も十分感じておりますので、やはりさっき課長が言いましたように何らかの方法といたしますか、一つ委託というか、設計委託とかなんとかというの、県のほうも活用しながら、利用しながらやっていきたいと思っておりますし、今おっしゃったように、OBさんといいますか中途採用といいますか、そういう方々も今度からやっぱり活用していかなければいかんということは考えております。ここに佐賀県土木建築技術協会、こういうのもございます。こういうところでいろいろと受け皿というのもございますので、そういうことでもカバーしていきたいなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私も元職員としてこの観点が非常に気になるところでございますので、これとひとつ、職

員が過重になっているような障害と申しますか病気になつたりしないように、職員の健康管理等も含めた職員管理なり職員の配置なりを十分考えていただきたいと思います。強く要望いたします。

それでちょっと1つですけれども、平成25年度にいろいろな事業が出ておりますけれども、社会資本整備総合交付金事業は社会資本総合整備計画書というのに申請されていないと採択はできないというふうにちょっと書いてあるようですけれども、それについてはこのほかに、この25年度の当初予算に組まれる以外にもどういう計画が毎年変わっていくんですか。計画書に上がっていないと社会資本整備総合交付金は補助申請の対象外ということで、どういうものが記載されているのか、このほかにですね。この当初予算のほかに、記載されている本桜・城の上線とか黒谷線とかありますよね。そのほかにはどういう事業名がこの整備計画に搭載されておりますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、ほとんどの補助事業でやっておりますのは、議員おっしゃいますように社会資本整備総合交付金事業のみでございます。それにつきましては、繰越明許のときに上がっていると思いますけれども、例えば道路関係では佐賀県で九州の交流拠点形成を支援する整備ということですね。その中に基山町の道路整備が盛り込まれているということでございます。それから公園整備につきましては、佐賀県でやります都市公園の整備推進と安全安心化という社会資本総合整備計画に基づいてございまして、その中に基山町のバージョンがあるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。安全安心、緊急経済対策、いろいろな面においてですね、職員の配置からいろいろ質問させていただきましたけれども、私としては町長に、基肆城のこともありますけれども、知事とは太いパイプがあるようでございますので、ひとつその辺をよろしく願ひしてこの質問事項を終わります。

次に、地域住民からの請願ということで、私もこの一般質問余りしたくはなかったんです

けれども、はっきり言って私もびっくりして、議会に請願が来ている、これどういうことかいというふうに私びっくりしたんですよね。この内容から見て、議会に対して行政のことについての請願が出るというので私びっくりしていたんですけれども、これは内容的に見てなるほど私は非常に共感できることがあるんです、この請願項目に対して。

そこで、ちょっとこれについて質問させていただきますけれども、1項、2項目は関連しておりますので一括してさせていただきますけれども、町長は私の質問に対して、町としては計画しているので、その後押しをするため議会へ請願されたものと思うと。後押しのため、どうか後押しをしてくださいということで請願がされたものというふうに回答いただきましたけれども、私はどうもこれはこの内容からいってそういう、単純と言ったら失礼ですけども、単純な請願がなされているとは到底考えられないと思うんですよ。はっきり言って長野地区の皆さんがもうこれに関しては切実な考えや、はっきり言ってやむにやまれぬことで私は議会への請願権を行使されて請願がされてあると思うんですよ。

だから、この請願で町長を後押しするために議会どぎゃんかしてくれというふうなことよりも、はっきり言って、総合計画に記載はしているけれども全く町長は事業の進展を図ることがないから、議会はもっとしっかりやってくれというふうな意味のことが含まれているように思えてならないんですけれども、その辺に関してまた町長としての考えがございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、要するに地元の区長さん初め地元の方にお尋ねしたところのこういうことでございます。私としてもやっぱり今まで全然放っておいたというつもりはございません。やっぱりあの辺は何とかというような、そういう声もございましたし、私自身もそれは感じておりました。したがって、県のほうから来てもらって勉強会をしてみたり、それから私も地元に行って説明会というか勉強会を、私も行って、課長も3人4人行って説明もいたしておりました。そこででも調査費ぐらいはというような、これはうかつには言うべき問題じゃないかもしれないと思いながら、調査費ぐらいはというようなこともその場で申しました。

そういうことで、進めようという気持ちは十分おわかりいただいたとは思ったんですけれども、しかしそれをもう一步というような。大体こういう事業をするというのはやっぱり、

今さら申し上げるあれもないでしょうけれども、行政として全体計画、全体的な利益というか、それも考えなきゃいかんと思います。それから、住民の皆さん方のニーズがどの程度あるのかというようなこともございます。それから、農地転用とかなんとかというようなそういう諸問題がいろいろある。それから、特に地元、それから地権者の皆さん方の意向というのもございます。だから、そういうのが総合されてできていくということで、だから遅くなった理由にはなりませんけれども、そういうことできた。だけれども、地元としてもある程度の地元の合意の形成ができたということで、それじゃあという思いで議会へも請願をさしたんだろうというふうに私は思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

非常に町長の積極的な御発言、ありがとうございます。結局、この請願の趣旨は一つかなえられたと思います。町長今言われましたように、あそこも長年の、前の町長のころからですから小森町長だけじゃないですけども、前からの総合計画なりいろんな計画には日渡・長野線の延伸の延伸というのは入っているんですよね。しかし、それが一つできなかったのは、はっきり言って市街化調整区域の都市計画区域の線引きの難しさと。残存農地のこともあるし、その難しさからなっていると思うんですよね。

だから、はっきり言って発想の転換を私は提案したいんですけれどもね。都市計画の線引きの修正、市街化区域のとかはもう。その前に道路をつくるんですよ。町道の改良事業、この社会資本総合整備なりで、とりあえず花町線までですよ、あれ通過して町道の改良事業としてあそこで道路が16メートルとかできれば、市街化区域の転用とか、既成事実をつくるといったあれですけどもね。やっぱり道路改良と、これをつくれれば住民の方もこんな道路ができたなら市街化区域に編入も間近だろうしというふうな議論もされるし、私は個人的にあそこはもう、日渡・長野線は花町線までして、3号線までするという町道の道路改良事業として社会資本整備交付金事業としてのせる計画はありますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

どうあってもやっぱりあそこに道路を貫通させなければいかんという思いはございます。

これはよそのことを言っていかがかと思えますけれども、隣の市のトップの方と、あれを通して、そして弥生が丘から来た永吉のあの辺で交差させるというふうな構想はどうですかねと。基山としてはそれをぜひやりたいと思っていますよと言ったら、いや、まだそんなうちはそういう段階じゃございませんというようなことを言われたもんだからこうなっちゃったんですけれども、前から私もそれはやっぱり一つ必要なことだろうというふうには思っておりました。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、緊急経済対策事業のことだからこれを持っていくと、言い方はおかしいんですけれども、これをのせるというのはもうちょっと、あと技術的な問題があると思えますけれども、私は、国庫補助事業として町道の改良事業の中の一環として延伸をして、そして道路をつくることによって、結局、地域の道路をつくるのにいろんな反対、賛成はいらっしゃると思えますけれども、やはり町としてはそういう基本線を出して、ぜひ来年度以降もこの町道の改良事業を補助にのせるという方法は私は考えておりますけれども、担当課長、それはおかしいですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど町長のほうから答弁ございましたように、道路の延伸は考えるということでございますので、それをいつの時期にやるかというのは当然財政的な問題もございますので、それは十分に財政と検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

課長から言ってくれましたけれども、財政的な問題も確かにございます。それから、それだけじゃなくて、どこをどう通すかというようなこと。ただもう計画だけでそれで突っ走っていいのかというと、そういう問題でもない。さっきも言いましたように地権者の問題もあります。それによって利益、不利益こうむるというような問題も当然出てくるわけでござ

いますから、その辺のところは、そのための調査費を今度上げて、それで調査をやって、皆さんにも納得していただくという方向でいきたいと。住民の皆さん方にも納得してもらおうというような形でいきたい、そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

まちづくり課長はもう財政問題が頭から離れないようで。当然財政も大事なことですよ。ただですよ、先ほど言いましたように、100%補助まではいかなくても、相当今度はこの緊急事業あたりで、国の予算が緊急事業で、公共事業が悪い悪いと今まで民主党政権やってきて、それで必要な安全安心対策、いろんな環境問題で必要なのは国の方策としてやるという方策が出て、9割近い補助があるんです、現実に、考えていけば。それを財政問題…、これははっきり言ってそうしてしないほうが一番楽といたら楽なんですよ。財政問題、何も知らないというか。しかし、やはり住民の要望、特に請願権に基づく請願まで議会上がっているような事業、私は町長は一刻も早くこの事業を推進する。

それを推進するのに一番大事なのは、先ほど町長がちらっと言われましたけれども調査なんですよ。いろんな調査をやって、これはどうしても難しいということでやめることもあると思います。しかし、やはり調査費も組まなくて机上だけでどうするこうするかは私は難しいと思うんです。やはり今度の補正予算にでもこの日渡・長野線の延伸なり道路計画なり、それについて総合的に、私は調査費を計上されるべきと思いますけれども、町長どう思いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実は、調査費は予算計上というか、提案、お願いをするつもりではありました。しかし、請願が出ました。出たので、議会がどう判断なさるのかというふうなその辺もちょっとありまして、今回は予算提案はいたしておりません。これで本当に議会もそうなんだというようなお気持ちであれば、執行部としては、予定はあったわけでございますから、補正なりなんなりでお願いをさせていただくことになるろうというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

非常に前向きな発言をいただきましております。そして一步一步進んでいって、最終的には、反対がいたからやめるじゃなくて、町長の信念で反対がいらっしゃったら説得して、最後まで事業完遂をするというふうな強い意味で頑張っていたいただきたいと思います。私も今回の議会への請願は、私個人的には採択されるものじゃないかと、というふうに個人的には見解として持っているところがございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。町民の方に見える体制での、必要な道路というのはここだけじゃありません。私が一番言いたいのは、塚原・長谷川線にしてもしかりなんです。鳥栖市の温泉施設との関連、いろんな面で。そういう面について長期的に考えていただきたいと思っております。ひとつまちづくり課長、重要な事業はめじろ押しでございませう。今度4月の異動についても、町長にも体制整備を含めて頑張っていたいただきたいとよろしくお願ひしておきます。

次に移ります。公の施設である「町民会館」の使用料、今回は、昨日、同僚議員の神前議員からも質問がありましたけれども、私は使用料の見直しの1点にかかっております。

私がこの町民会館の使用料の見直しというふうなことをしていますけれども、これは教育委員会の所管ですけれども、これは私は思うのは、基山町の公の施設、言いかえれば火葬場、葬祭公園から憩の家、福祉の保健センターなり体育館、いろんな公の施設がありますよね。この公の施設の改定というのがほとんど、町民会館でいえば16年間全く建設当時からなされていないんですよね。だから私は、これは教育委員会のみじゃなくて、何と申しますか、基山町として公の施設の見直しについて、私は、各課から寄せてプロジェクトチームをつくって一大決心として町長は取り組まない、町民会館の見直しだけでは済まない問題と認識していて、基山町としての公の施設の――適正な納税者と利用者、利用しない人と利用する人との関係、利用していない人たちの税を町民会館の利用者のために幾ら使うか。そういう基本的なことを踏まえて私は全庁的な取り組みの基本方針を策定し、それに基づく各施設の原価計算を決めて見直しをしないと、住民からの非常に反発と申しますか、それが出てくると申すんです、利用者等は。

私はぜひこのプロジェクト、来年度についてもこういう……。これを私がなぜ言うかという、平成18年度に制定されました基山町の行財政改革実施計画にも18年度にやるとのっているんですよ。小森町長、第4次のほうに。第4次行財政改革実施計画にも公の施設の見直

しというのがのっているんですよ。そして、昨年発表されました第5次の行財政改革の実施計画にもものっているんですよ。のっているけれども今まで全くやってこられなかった現実があるし、私はもうこの際、指定管理者の問題もあるでしょうけれども、ことし1年ぐらいかけて、ちょっと聞くところによると、教育委員会はことしの6月に料金改定の案を出すというふうな情報もちょっと聞いています。私はそういう軽々にするような問題でなくて、もっと町民会館、いろんな施設に対して原価が幾らかかって、それに対して町民の皆様が利用する人が幾ら払って、税金で幾ら補填して、残りが1時間当たり何百円になった使用料というふうな根拠を明確にして町民に公表して、それによって使用料見直しをしないとちょっと大きな問題が出ると思っております。町長、その辺についての御見解をお願いします。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

応分の負担、使用料の見直しというのは県のほうでも3年ごとに実際行っております。それにつきましては一定の方針がありまして、コスト計算の方法とか、公費投入、税金投入をどの程度にするのかとか、その施設によって目的も違いますので公費負担の割合等も変わってくると思います。そういう指針というのが今基山町にはないみたいですので、実際今回初めて見直すということになれば、町民会館だけではなくほかの部分もずっと見直していくことになると思いますので、そういう指針の策定は前向きに検討していく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も聞くところによりますと、町民会館ができたときにやっぱり利用料というような問題があって、そのときには原価計算といいますか、そういうことも含んだところで価格が決められたというようなことも聞いております。したがって、そんないいかげんな決め方じゃなかったということの一つ申し上げておきたいと思っております。

それから、今度指定管理者に移行するときにもやっぱり見直すべきだろうというようなことで、ちょっと役場内でそれを検討したこともございましたけれども、そのときにはどうも住民の皆様方の意向とかなんとかいろんなこともございまして見送ったと。それでついつい

16年たってしまったというようなことをございますので、その辺はしっかりしたものを持って見直していかなければいかなのかなというふうに私も思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そうですね。住民の人に負担を、安くなるということはないでしょうから、ある程度高くなる、それに納得していただくのは大変な努力が要ると思います。しかし、それをしないと、全然施設を利用しないで税金だけ払う人たちとの公平感というのが大きくそがれる。やっぱり住民の方の不信というのがありますから、そこはあえて、ちょうど小森町政10年目で改定をやったということに。先ほど副町長が言われたように、大体普通は3年ごとの見直しをされておりますけれども、それが全くなされてないということだったんですが、ぜひ私は、今後と言いましたが、後を区切ったらいいと思うんですよ。先ほど副町長は基本方針を早急にとかおっしゃいましたけれども、はっきり言って今度こっちが6月に改定案を出す予定で教育委員会がされてあるんですよね。だけれども、そんなに簡単に私はコスト計算できないと思うんですよ、原価計算からしてですね。それもありますし、その辺について教育委員会の御答弁何かありますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、確かに先日の総務文教常任委員会の中で私のほうが一つの資料として御説明をさせていただきました。基本的には、やはり指定管理者の新しくなるときに、使用料を見直した場合に新しい使用料をもって募集をかけたほうが流利的にはスムーズにいくんだという基本的な考えがもともとありましたので、流れでいけばそういうことになるというふうに思ってたスケジュールでございます。ただ、今議員御指摘のとおり、やはり一から原価計算を全部やり直すということはなかなか簡単にできないと思っております。やるならば、今の料金を基礎にして、それにいろんな付随する関係の書類をそろえながら見直しをしようかと思っておりましたけれども、やはり御指摘のことがありますので、ここの教育委員会の一部の施設だけの考えで見直すというのはなかなか難しいと今思っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっと教育委員会がトーンダウンしまして、副町長の先ほどの発言にかかっているよう
でございますので、私は、どういうふうにして決めるという基本方針を極端な言い方をす
ることしの6月ぐらいまでとかに決めて、後からそれについて計算し、住民に公表するとい
うか議案として出すというか、そういう基本方針はいつごろぐらいまでに出すということは
明言できませんか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

まだ研究することも必要です。まだ内容的にどの程度どの内容で規定するのかというのも
全然まだわかりませんので、ここで期限を切ることはできないと思いますけれども、できる
だけ早急に策定しまして、改定の準備ができるようにしたいとは考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ひとつ、これは時間がそんなにいつまでも……、検討をして基本方針を作成されることを
強く要望してこの件は終わります。

それともう一つですけれども、この使用料の改定の見直しに伴いまして、基山町のまちづ
くり基本条例第23条に重要な計画への町民参加がうたわれていますよね。この見直しに関す
る部分については、企画政策課長はまちづくり基本条例のパブリックコメントとかそういう
のとられながら見直しをしていくというふうに、これに該当する計画というふうに考えてい
ますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、今議員さんおっしゃいましたように、一般的に言えばこういう料金の
改定というのは議員さんあたりですと何でも下げる方向で発言をされるんですけども、

しっかり見直すという発言をいただきましたので、これについては我々としても力強い御支援だったと思っております。

それから、施設に関しましては、平成10年ごろつくったわけですが、その当時は当然利用者をふやすという観点から安い設定をされておりましたので、その後、10年ほど前に見直しができるのであればよかったですけれども、なかなかそういう状況でなかったということになって今回のことになったと思っております。

そういう中で、基山町まちづくり条例の23条の第1項の4号のところに、町民の公共の用に供される大規模な施設にかかわる基本計画等の策定並びにその利用及び運営に関する方針またはそれらの変更ということで、ここに具体的に挙がっておりますので、当然町民の皆さんの参加を求めながらこの改定については議論をされるべきものと思っております。町長が日ごろ申し上げましているとおりに、これから財政も非常に厳しい時代になってきております。そういう中で、満足する行政というのはなかなか難しい中で町民さんが納得がいく行政をするためには、やはり町民さんの中で議論をしていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっと時間がありません。私は上げるとか言ってないですよ。これは指定管理者制度を導入してコストが下がったということですから、極端な言い方をすると下げることも当然あると思いますよ。私は上がるとかそんなことは言っていません、これは。でもよかです。

今、課長は重大な発言をされました。パブリックコメントをとって、反対反対ですね、町民の意見を聞きながら。教育委員会はそういう考えはないですよ。なかったですよ。だからそこまで町が……、木村企画政策課長は町民の声を聞くのも大事ですよ。大事ですが、負担とかそういうものまで第23条でいうパブリックコメントかとそういうことには私は該当しないと、というふうに課長は考えていますけれども、町長はどう思われますか。一言だけ。私は、まちづくり基本条例第23条の重要な計画、こういう負担を強いる負担金とかそういう金については、執行権なりがいろいろ聞くことはあるけれども、まちづくり基本条例第23に基づく重要な計画とかそういうものに該当しないと私は認識しております。課長は思っておりますけれども。別段なかったらいいですよ。だから、こういう問題があるという

ことを私は……。 （「いいですか」と呼ぶ者あり）もう言ったって一緒ですけども、いいです。ということ、見解が違うことを発言させていただいて、私は使用料とかそういう基本的なものは粛々と執行権の中でされるべきものというふうに考えております。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

2番議員の久保山義明でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い3項目質問をさせていただきます。

その前にまず、平日の午前中にもかかわらず傍聴にお越しの皆様にご心より感謝申し上げます。

また、今回一般質問のしんがりを務めさせていただきます。皆様お疲れでしょうが、どうかいましばらくおつき合ください。

さて、議員の一般質問は大まかに2つに分けられると思っています。町政運営における執行権と住民の皆様の考えとのギャップを埋め、ただすもの。そしてもう一つが、住民の皆様から意見を拝聴し、政策提案として執行部に施策の方向性を促す。この2つがあると思っています。今回の3項目の質問は、後者の政策提案に重点を置き町政の方向性を問いたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

早速1項目め、6次産業化への取り組みについてお尋ねいたします。

私自身、農業とは無縁のまま過ごしてまいりましたが、基山町における農業生産基盤の保全と営農環境の維持、これは経済的な要素もありますが、都市の保全、有効活用、災害対策の上でも見過ごすわけにはいきません。しかしながら、農業従事者の高齢化を初め有害鳥獣による被害など第1次産業を取り巻く環境は著しく厳しく、早急の対応が必要という観点から以下の質問をさせていただきます。

(1) 現在、基山町において6次産業化への取り組みの状況をお示してください。

(2) 付加価値の高い特産品の開発や販売ルートの開拓への取り組みをお示してください。

次に、2項目め、地域公共交通についてお尋ねいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計で我が町基山町の高齢化は一気に高まりを見せ、それに伴い、公共交通が不十分なこの町における移動手段に対する不安が増大するとともに、これからの企業誘致や地域間交通に対する観点から以下の質問を行います。

要旨の(1)地域公共交通会議の目的と行政の役割は何かお尋ねいたします。

(2) 基山町地域交通ビジョンなどといった地域の交通に関する計画を策定する予定はあるのかお示してください。

(3) 住民運営型地域交通の効果についてどのように把握しているのかお示してください。

最後に、3項目め、国際リニアコライダー誘致について質問をいたします。

これは国策で行う施設誘致ではありますが、実際に脊振山地への誘致が実現された際の影響が今までの施設とは比べものにならないくらいさまざまな効果をもたらします。大所高所からの質問ではありますが、お尋ねいたします。

(1) 基山町での現時点における対応、また今後の取り組みについてお示してください。

(2) 誘致となった場合の基山町への影響、また佐賀県東部地区における影響をどう考えるかお尋ねいたします。

(3)、これは教育長にお尋ねいたします。教育における視点から今回の誘致について教育長の所感をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了します。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めでございます。6次産業化への取り組みについてということ。

(1) 現在、基山町において6次産業化への取り組みの状況を示せということでございますが、現在のところ行政としては特に取り組みは行っておりません。

それから、(2)の付加価値の高い特産品の開発や販売ルートの開拓への取り組みを示せということです。基山町においては、平成20年度よりイネ科の多年草であるマコモタケを特産

物として中山間地域の一部で栽培しておられ、JAさがを通した出荷や販売所、郵便局のふるさと小包を利用した販売、地元料飲店と協力してマコモタケを使った新メニューの開発や地産地消の取り組みを行っておられます。

2項目めの地域公共交通についてでございます。

(1)地域公共交通会議の目的と行政の役割は何かということです。地域公共交通会議の目的は、基山町循環バス検討委員会報告書を踏まえ、町民の要望に応じた運行の形態、運賃（料金）有料化及び台数等、循環バスの利便性の確保、向上のための事項を協議していただくために設置するものでございます。行政の役割としましては、地域公共交通会議に計画や施策を示し協議していただき、合意が得られれば生活交通ネットワーク計画を策定いたします。

(2)の基山町地域交通ビジョンなどといった地域の交通に関する計画を策定する予定はあるのかというお尋ねです。まずは、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件であります生活交通ネットワーク計画を策定したいと思っております。

(3)の住民運営型地域交通の効果についてどのように把握しているのか示せということです。住民運営型地域公共交通については、基山町循環バス検討委員会で近隣地域の取り組みを紹介いたしました。考えられる効果といたしましては、住民が運転をすることにより交流が生まれ、地域交通に対する関心が高まり、地域の足は地域で守るという意識の熟成につながっていくのではないかと考えております。

次、3項目めの国際リニアコライダー（ILC）誘致についてということでございますが、(1)基山町での現時点における対応、また今後の取り組みについて示せということです。先日、NHKの「クローズアップ現代」でこのことが放映され、そこで基山町の商工会、田口会長も出演されていまして、私としましても興味を持って見守っているところでございます。現在のところ、佐賀県、福岡県などが研究会を設置し、サイエンスフロンティア九州構想を策定しながら検討を重ねているところのようでございます。経済効果も初期投資で1兆1,000億円、運用時に670億円の効果があると言われておりますので、町といたしましても当面、鳥栖三養基地域連携の中で情報交換に努めていきたいと考えております。

(2)の誘致となった場合の基山町への影響、また佐賀県東部地区における影響をどう考えるかということでございます。佐賀県への誘致ということになれば、鳥栖三養基地域連携の中でこの地域がどのような役割を果たせるか、また、それに向けてどのような取り組みを行

うか議論していくことになると考えられます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

久保山議員の3項目めの(3)番、教育における視点から今回の誘致について教育長の所感を聞きたいというお尋ねについてお答えをしてみたいと思います。

世界の先進国が共同で進める国際プロジェクトであるリニアコライダーが脊振山地を中心とした場所に建設されたときは、国内はもとより、全世界から研究者がこの佐賀、福岡近辺に集まるものと思われれます。地元である私たちの地域の学校は、この機会に実際の研究者を学校に招き、授業や講演会などを通じ、本物の生きた科学の話の聞いたり実験を見せてもらったりすることができるのではと思っています。最近の理科離れが進む中、このような取り組みが身近で、そして頻度を重ねて取り組めることは、子供たちの科学に関する意識や考え方を一変させるような価値があると思います。ぜひ実現されたいと願っております。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でさせていただきます。

まず、基山町の第1次産業における問題点をどのように把握されているのかお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、基山町においては、先日の議会でも答弁しましたように圃場が一番狭いということと後継者不足、そういうふうなことがやっぱり1次産業の今の問題じゃないかというふうにご考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、これからの基山町の第1次産業にとっての明るい兆し、明るい話題、こういうのがあればお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃいますように明るい話題というのも、当然今は明るい話題というよりも、今の例えば農業にしては維持していくことが大事かなというふうに私は思っております。当然維持していくということであれば、先ほど申しましたように後継者不足がありますし、先日、人・農地プランということも言いましたように、やはりそういう組織の中でどういうふうにして基山町の農業を守っていくかということが必要だというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

問題点や今後の農業従事者にとってなかなか明るい兆しは見れないと。維持していくのが精いっぱいだというふうに、これはきのうの木村議員への答弁でもありましたけれども、なかなかやっぱり新たな取り組みとか仕組みづくりはできないということですかね、仕組みとして。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、新たな仕組みといいますか、そういうことになれば基山町独自ではできませんので、JA並びに県、ここでいえば三神普及センターとか、そういうところと提携していかなければならないかというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、課長が御存じの範囲で構いませんけれども、6次産業化についてわかりやすく簡潔にお答え願えますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

農業、また林業といった1次産業の経営者が、食品加工などの第2次産業、また流通販売などの第3次産業に乗り出して経営の多角化を図ることが6次産業だというふうに思います。端的に言えば、生産、加工、流通というふうな考え方だというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これは平成22年12月に制定されました、いわゆる6次産業化法と言われる、正式名称は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律という非常に長い法律ですけれども、これが根拠法になっているわけですね。この前文と目的、ここにまさしくこれからの6次産業がいかに大切かということが書いてあります。これは御存じですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

その文章は認識しておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ぜひとも後で、いわゆる根拠法ですので読んでいただきたいというふうに思います。これは18ページにわたって条文が掲載されていますので非常に参考になると思いますけれども、では再度お聞きいたします。現時点で6次産業化に行政としては取り組んでいないと。行政としてはというふうに、町長、随分強調されましたけれども、今後についてどのような認識、考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

私、先ほど6次産業の文面を説明しましたがけれども、やはり6次産業といいますのは一番難しいのが販売じゃないかというふうに思っております。生産、加工まではできますけれども、販売のルートですね、そういうのが、基山町においてどこまで販売できるかというのがやっぱり一番の問題点じゃないかというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

行政としては取り組んでいないということでしたけれども、民間レベルで取り組み事例などございましたら教えてもらっていいですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

その件については今のところ把握はしておりません。申しわけありません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らくそういう感じだと思います。ただ、この近辺では随分、農水省のホームページにも大体122例ぐらいの事例が全部ホームページで公開されていますし、この近くでは、例えば久留米市、小郡市あたりで日本山人参とか、いわゆる漢方にいいものを栽培して販売までされているところもあります。

それこそこれからの農業の再生を考えるに当たっては、まさに規模の拡大がこの6次産業化しかないというふうに言われているわけです。その中で、農水省も民間と組んで出資をどうやってしたらいいとか、地域再生ファンドとか6次産業化ファンドとかというファンドも多く組んでいるわけですがけれども、こういう情報提供もまた私は行政の役割じゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃいますように、佐賀県の会議等とか普及センターの会議等でまだその6次

産業までの議題とかは今のところ上がってきていないのが実情でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私、農業の規模の拡大か6次産業化しかこれからの農業の再生にはないと言ったんですけども、議題に上がってきていないからという答弁はいささか残念でなりません。少なくともこの鳥栖・基山地区には、6次産業化を専門とした中小企業診断士の方、これは6次産業化プランナーと言われる方ですけども、この有資格者の方が結構いらっしゃるわけですよ。いろんなところで講演もされていますし、これからの取り組みについて行政としてどうやったらいいかというのをいち早くやっぱり取り組むべきではないかなと思いますけれども、そういう情報収集とかこういう必要性を感じられることはないですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、議員おっしゃいますように今からの農業は6次産業化が必要になってくるかと思えますけれども、その情報収集につきましては、今議員御指摘のとおり何らかの講演会とかあったらぜひとも参加させていただきたいとは思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

また、当然ではありますけれども、先ほど言われましたように林業も第1次産業であります。佐賀県のように人工植林率の高い地域では、その活用についても多くの課題が残されています。林業の取り組みについてはどのような御認識かお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃいましたように、今、林業につきましては基山町も間伐ないし補助金等も出しているところが実情でございます。保安林の拡大ということで地元の方にも説明を行っているところで、本当に林業は、基山町においては御存じのとおり山が結構多うございます

ので、そこについては荒れない林業ということで考えたというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。林業もいわゆる維持をしていくのが大変だということだと思いますけれども、当面の課題というのは僕はやっぱりコストがどうしてもかかってしまうということだと思うんです。輸送費が異常にかかってしまうと。だからこそのいわゆる林業の地産地消をどうやって進めるかというところが一番のこれからの問題解決策だと思っておりますけれども、具体的に言うとどうやって燃料化を進めるかということだと思うんです、この6次産業化的にいくと。例えばバイオマス発電とかペレットとか、そういうものを企業とかハウス栽培のいわゆる加温施設にどうやって組み入れていくかということが必要になってくるとは思いますけれども、このあたりも恐らく全く今検討もされていないと思うんですけれども、これからの話を、方向性を私今回問うていますので、これからどうやっていくかということをお聞かせ願えますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃるところの燃料化とか、今のところ、実際の話、そこまで農林環境課としては取り組んではないのが実情でございます。先ほど言いましたように講習会とか説明会とかあれば当然参加させていただいて、今後そういうふうな加工というところでの説明会には行きたいというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、次の(2)の特産品の開発や販売ルートについてお尋ねいたします。

(2)の付加価値の高い特産品の開発や販売ルートの開拓への取り組みという文言は、第4次基山町総合計画基本構想、これからの引用であります。約8年が経過している時点で答弁がマコモタケのみというのはやはり寂し過ぎるというふうに感じますけれども、確かにそれだけ農産物のブランディングというのは非常に難しいところはあると思いますけれども、こ

こは一度町長にお尋ねいたします。農産物直売所もこの総合計画に記載されています。ただ、この資料ですね、これは実施計画ですけれども、実施計画の、農産物販売、加工などを促進し、安全安心な農産物を提供できる体制を確立するという、その年度別事業計画には事業費はもちろのこと検討という文字すらありませんけれども、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

農産物販売直売所というのは、私もそれこそこの役場に入る前に考えていたということでございます。それが一つの公約みたいな言い方もした覚えもでございます。しかし、その後農業者とのいろんなかかわりの中で、そして、もう既に私としてはその気持ちもございましたものですから、場所の選定みたいな、どこか候補地を幾つかというようなことで検討したことも覚えております。8つぐらいあったと思いますけれども、どうもその中でも農業者の方がなかなか、それじゃあ俺らここでやろうやというような、そういう結論めいたものもなかったもので、結局それもお流れになってしまった。本当にこれは私、申しわけないというふうには思っております。しかし、思いとしてはやっぱり基山の農業を何とか守っていかなくやいかん、活性化していかなくやいかんというような思いでございましたものですから、そういうふうなことで考えたところでございます。

基山の農業は本当になかなか難しいと思います。面積も少ないし、後継者の問題もいろいろございましてなかなか難しいと。私が当初思っていたような、この地の利を生かして販売すればいいというようなそういう問題だけじゃないなということでございます。それで、基山における販売所というのはちょっと私自身もう無理かなということで、申しわけないけれども、行政としては主導してやっていくというようなところはちょっと私ももう諦めざるを得んということでございます。しかし考えますと、これから先もっと大きく考えればそんな問題じゃないかもわかりませんが、鳥栖でのJAさんの販売とかというようなこともございます。それから、基山の朝市といますか、やっておりますし、けやき台でも毎週日曜日やっております。そういうことで、基山に合ったそれなりの販売ということではできているかなと思います。そんな小さな問題じゃなくて、もっともっと考えれば都市化のこともございますし、いろいろ農業を危惧するところはありますけれども、今のところ状況とし

てはそういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長の町長になられる前からの思いを得々と語っていただいたような気がしますけれども、今、直売所は行政としては諦めるというすごくマイナス的な答えが出てきました。武雄市を初めとした今全国の自治体がF B良品というインターネットを活用した販売、農産物を中心に販売を展開しています。このごろはシンガポールにまで出すということでしたけれども、それについて、企画政策課長どのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ニュースとかでは一時私も聞いたことはありますけれども、具体的なことはちょっと存じ上げておりませんので御回答いたしかねます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、ちょっと具体的な提案に入らせていただきます。

私、お隣の那珂川町にここ数カ月ずっと通っております。那珂川町には今約1万5,000本のオリーブの苗木があります。これは民間の普及団体があっせんされている苗ですけれども、先日、私も収穫と搾油、そして講義を受けてまいりました。

このオリーブに相当の刺激と衝撃を受けましたけれども、まずメリットから申し上げます。現在の果樹、梨や柿とかミカンとかですね、そのおよそ5分の1の労務で済むということです。これは、これからの高齢化や障害者の就労支援、こういったものにも希望があるのではないかというふうに見ています。また、一度苗を植えると100年先まで収穫が可能であります。次に価格ですけれども、およそ1キロ当たり600円の収入が保障されています。これは、例えば100万本植えたとしたも、その収穫の率は需要のわずか3%にしかすぎないという面から価格競争に非常に巻き込まれにくいという点があります。次に、現在10種類の品種がありまして、どの品種が基山町に適しているか選択肢があるということ。次に、イノシシなど

の有害鳥獣、これがオリーブの実を嫌がりまして非常に被害に遭いにくいという点ですね。それと、オリーブは実だけではなくてオイルとして、素材として、また搾りかすに至るまで、いわゆる6次産業化に適しているということ。最後に、オリーブの葉は国連のシンボルでもあります。癒しの効果があるというふうに言われています。

ほかにもたくさんメリットはまだありますけれども、デメリットのほうも言っておきます。苗木の価格が2年半の苗木で3,150円というふうに若干高価であるということ。成木になって実際収穫までに5年ほどの時間を要するという。そして、ある程度の面積が必要であるというこの主な3点であります。

現在、九州各地でこのオリーブによる6次産業化の取り組みがスタートしていますが、行政を含めた取り組みはまだこれからといったところです。ここでお尋ねいたします。基山町で取り組みの可能性としてどのような弊害があるのか、実際に取り組むまでにどういった問題点を解決しなければいけないか、お答えいただけますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

済みません、それはオリーブをつくるという前提ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、長所、短所お聞きしましたけれども、私も昨年、佐世保のほうにオリーブオイルの視察に行ってまいりました。そこは普通の農業者じゃなくて建設業者の方がされて、かなり3ヘクタールから4ヘクタールの山間部でしていたところでございます。そこで研修を聞いたのは、まずは施設がそこはハウスをしておりましたので、ハウスの施設費ですね、当然国庫事業で必要になるかというふうに思います。それと、オリーブの収納につきましては1個1個収納しなければならないということで、そこで今臨時というかパートの人を使ってらっしゃいますけれども、時給700円ぐらいで、1個1個とるのに時間的に考えると非常にコストも高いということを若干聞いております。

だから、収納にかなり人件費がかかるということと、もう一つ、先ほど言いますようにハウスにしての病虫害ですね。虫といますかそういうのも当然出てくるかと思っておりますけれど

も、そういうことである程度の規模が、基山町のほうで今現在、園部地区でブルーベリーをつくっていらっしゃるかと思いますがけれども、そこについてはそんなに大きな施設ではないけれども、そういうことを考えると、まず面積の確保、それと施設の金額的な問題、そういうのが緩和されればですね、それから販売のルートですね。その辺考えれば基山町でもできないことはないけれども、また実際研修に行ったときにこういうのが基山にあったらなというのは思いましたけれども、ちょっと規模的に大きな規模を見てきましたから、基山町にそれが合うかどうかについてはまだそのときにはちょっと思いはしませんでした。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そのハウスとか病虫害についてはちょっと私の認識と違いますので、後でまた話を進めていきたいと思いますが、じゃあ具体的に実際どういうふうやっていったほうがいいのかということになると、恐らく助成という、どうやって補助を出していくかということだと思うんですけれども、これは私のあくまでも私的な考えですのでその範囲でお聞きください。

私は、オリーブというのは1反に大体40本植えることができます。これは5メートル間隔です。縦に伸ばすと先ほど言われましたように収穫が困難になりますので、できるだけ横に伸ばしていくという形ですね。1本の木からおよそ10年目の成木で15キロのオリーブの実が収穫できます。1反当たり600キロですから36万の収穫ですね。私が提案したいのは、このオリーブの2年半の苗木、先ほど3,000円と言いましたけれども、を社会実験として3,000円の半額ですから1,500円の助成を行うと。そして、まずは50名の農業従事者や新規参入者に対して1人当たり2反まで、つまり1人当たり80本を上限として助成を行う。これは単純計算ですと、これで基山町に4,000本のオリーブの木が花を咲かせることになります。そして実をつけます。1,500円の4,000本ですから600万円。非常に単独の予算では高価なものになりますけれども、しかし10年後には3,600万円の経済効果を生みます。そして10年後だけではありませんので、この単年度だけじゃなくて、例えば70年目まで毎年15キロの収穫を行えば600万円の助成で21億円の経済効果が生まれます。助成は最初の苗木のお金だけで構いませんから。

こういうふう成功事例ができれば新たな展開も予想できるわけですね。これは私も三

神普及センターと話を詰めて、今ここで質問をしています。普及センターも、この佐賀県東部地域でオリーブの6次産業化というのがめどが立てば、搾油機の購入とか助成とかいろんなものを当然考えていきたいというふうに話をいただいています。要するに、基山町の農業に対して後継者の育成を含めてこれはさまざまな利点を生んでくれると思うんですよね。先ほども言いましたように障害者の就労支援もそうです。時給が700円ぐらいと言いましたけれども、障害者の方がちぎろうが健常者がちぎろうがこれは同じ価格です。当然障害者の就労支援には一番のメリットになると考えています。

このように、実施計画に例えば25年度検討、26年度実施、600万円というふうに、町長、計上することはできませんか。第1次産業への新たな希望の光を照らすことというのはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いろいろ調査して希望を持ってそれに進むということ、それは必要なことだというふうに思いますけれども、基山としては本当にそれが効果的なのかどうかということ、その辺もやっぱり、つつい否定的な言い方になるかもわかりませんが、そういうこともしっかり把握していかなきゃいかんというふうには思っております。今、久保山議員の話を聞いておりますと非常にいいところがたくさんありそうですので、検討の余地に値するとは思いますが。オリーブもそうでしょうし、このごろは筑後でメロンをつくっているというような話を聞きました。宮崎の何万円もするメロンじゃなくて、3,000円ぐらいのメロンで結構うまいんだと。だから、それが今非常に売れているというような話も聞きます。いろいろの角度からやっぱり検討していく必要もあろうかと思えます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

宮崎県の木城町がありますけれども、その町長は1万本を全額助成するというふうについて先日決められました。要するに町長の決断がいかにこれからの第1次産業に対する希望を与えるかどうかということで、私も非常に注目をしております。

では、次の2項目め、地域公共交通についてお尋ねいたします。

今回の地域公共交通会議ですが、答弁をお聞きしますと、循環バスを2台にふやすと同時に有料化を検討するといった結果ありきの会議のように聞こえてしまいますけれども、きのうの牧菌議員への答弁では、福祉としての循環バスと今回の地域公共交通とは大枠は違うという答弁でした。しかし、結果的に循環バスを要望されているわけですよね。私自身、確かに循環バス、台数ふえればいいですよ。ただ、当然それだけ費用対効果、また空気を走らせる可能性、いろんな問題も出てくると思います。

そこで私は、地域公共交通会議というものはもっと視野を広くした地域公共交通そのもののあり方を議論すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

地域公共交通会議は将来的にも続いていくわけでございます。ですので、今回で捉えた会議といいますのは、やはり循環バス検討委員会から出ました意見をどうやっていくのかというのが今町政に求められておりますので、それをまずは議論していただきます。そして、その中で地域公共交通の維持改善事業に取り組むんだというような話です。だから、それが、今が第一歩でございまして、その後に議員おっしゃいますような将来にわたってどういうふうに改善、そういったところも当然将来的には会議がなされていくものと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

じゃあ確認です。これは毎年、それとも3年置きとか、そういう何か計画自体はあるんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然、きのうも申し上げましたけれども、検証がこの事業には求められておりますので、それを検証するというときには会議を開く。それから、例えば料金を取るときには料金の改正、そういったときにもこの会議を開かなければなりませんし、それから路線を変更する、そういったときにもこの会議が必要になってくるということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。

12月定例会でこの地域公共交通会議の委員さんの報酬を審議するとき、課長が地域間幹線交通と地域内フィーダー系統、このことを言われました。これについてわかりやすく簡潔に説明いただけますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

幹線につきましては、例えば基山町と鳥栖市を結ぶ、そういったことが幹線です。それからフィーダーにつきましては、まず基山町内における枝葉ですね、それをどういう路線を選定していくのかということでフィーダーですね。ですので、今回基山町が取り組みますのはフィーダーの補助事業ということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私もここに難しい資料を持っています。九州運輸局のはなかったので近畿運輸局の資料をちょっと引っ張り出してきましたけれども、要するに基山町の場合は、地域内公共交通確保維持改善事業、この補助対象となるべく地域内フィーダー系統について議論をするということではよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、今回の場合は地域間幹線系統については議論はしないと、次回に持ち越すというこ

とでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

将来的にそれにつきましては、鳥栖市もミニバスですかね、そういった事業をやっておりますし、ですから、循環バス検討委員会の中でもそういった議論はあったわけですね。基山町から弥生が丘地区、それまでつなげば、その中でまた鳥栖の例えばミニバスがあればそれに乗ることができて、鳥栖市を回ることができるじゃないかというような御意見もございました。しかし、まずはその前段で先ほど申し上げました基山町内のフィーダー分ですね、枝線をどのようにやっていくのかというのが先決だというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も弥生が丘あたりとの連携がまるでなされない地域内フィーダーだけでいいのかなというのは非常に疑問に感じていましたけれども、生活者の中の交通に関してはまた3項目めで質問いたしますけれども、いわゆる地域間の幹線系統のバスの路線ですけれども、これ実は、九州大学、佐賀大学の産学地域連携機構が、佐賀県の政策監グループも一緒になってですけれども、この地域で議論をスタートさせました。これは結構すごいことなんです。基山町、鳥栖市、小郡市、久留米市、いわゆる筑後川流域クロスロードの、それに筑紫野市を入れるかどうかという。これは2月18日に第1回目の会議が開催されて、ある程度この地域の地域間幹線系統を考えようというふうに議論が合意に達していますけれども、このことについて何か情報は把握していらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますその情報につきましては、まだ私どもは把握をいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

政策監グループにいらっしゃった副町長、これについて何か情報はお持ちですか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

済みません、私もほうもその情報についてはちょっと持ち合わせておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私が何でもこういう話をするかという、循環バスをどうするかと、アンケートをとったりいろいろしている以上、大切なことだとは思いますが。確かに地域交通弱者のことも視野に入れなければなりませんけれども、きのう神前議員の質問の中で企業誘致の話がありました。土地がないと。長野地区は調整区域だからという答弁もあった。ただ、先ほど鳥飼議員の答弁の中では実は路線の調査も考えているというふうにありましたけれども、170名を越す方々からの切実な請願が出て、このまま虫食い状態で駐車場にだけなってしまうことを恐れられているわけです。ですから、いかに町が戦略を持って企業誘致を進めるか、これが問われているわけですね。若干話がずれてしまっていますが、企業としては有効なスペースを探しているわけです。

実は私のところにも情報が入ってきているのは、データセンター、あとコールセンター、こういった企業というのは大手の企業がですね、通販のコールセンターなんかは特にそうですけれども、場所を探しているわけです。問題となるのが実は駐車場なんです。従業員の駐車場を確保する、これが非常に、企業としては無用なお金はかけたくないんですよね。そのいい例が弥生が丘のアマゾンです。アマゾンは2,000人の人たちが行き交いしながら駐車場を1台分も持ちません。ですから、この九州大学、佐賀大学の地域連携機構もこの周辺地域の地域間幹線の系統バスの社会実験を試みるわけです。そのことが企業誘致への大きな武器へとなくなっていきます。こういった戦略的な取り組みをするのが私は地域公共交通だと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もどうもその辺、地域間……、何ですか（「地域公共交通」と呼ぶ者あり）そうだ。きのうからさんざん出て、私も申し上げましたけれども、地域公共交通、それは確かにその地域を考える、そしてひいては基山町自体が活性化するということが、これは私もやぶさかではございません。必要なことだというふうに思っております。それをではどう進めるかというようなこと、どういう進め方があるのかということは、やっぱりこれまたいろいろな方法があるかと思えます。アマゾンさんみたいに企業としてバスを運行されるというようなことありましょし、それはさまざまだろうと思えますので、基山町として本当にどういう取り組みでどれだけの効果が得られるのかどうかというのはまだ検討課題かなと思えます。まずはやっぱり、先ほどありましたいわゆる地域内のフィーダーの便宜を考えていくというような、その辺から出発するというのが今の町としての姿勢というか取り組みだろうと私は思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、JR基山の駅前には朝7時から8時の間、アマゾン、東洋新薬、タングステン、東明館などといった企業バスやスクールバスがひしめき合っています。危険を感じるくらいひしめく時間帯もございます。私はこういった問題もあわせて考えることが地域公共交通会議だと思っておりますので、ぜひともそのあたりは視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに考えまして(2)のほうに移りますけれども、ほとんど(1)との関連であります。1点だけお尋ねいたします。

これから継続して会議はつくっていくということでしたけれども、一つですね、地球環境への配慮を町としてどう考えていくのか、これも大切な視点だと、行政には必要だというふうに思っています。お隣の国からは今、黄砂、光化学オキシダント、そして最近さらに深刻となったPM2.5。これらの問題が浮き彫りになればなるほど、環境への負荷を考慮した地域交通サービスというふうにならなければならないと思っています。

そこでお尋ねいたします。こういったものも今後の検討課題として取り組んでいくというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然、先ほど弥生が丘のアマゾンの問題が出ましたけれども、それはまさにCO₂を減らすという、マイカーをなくすということの一つのお考えであるというふうに思っておりますし、それと、きのうも申し上げましたけれども、今後の例えばお年寄りの方、そういった方の足をですね、いろいろな公共施設へ行かれるような足を確保する。そういうことによって、マイカーと申しますか、運転しなくてもある程度の行動範囲ができるというような政策は当然やっていかなければならないということで申し上げているところでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

環境への意識、特に低炭素化社会への取り組み、再生エネルギーの導入検討、こういったものを頭に入れて取り組んでいただきたいというふうに切に願います。

では、(3)の住民運営型地域交通についてお尋ねいたします。

答弁では、住民が運転することにより交流が生まれ、地域交通に対する関心が高まり、地域の足は地域で守るという意識の醸成につながるという実に前向きな答弁をいただきました。実際に基山町で考えられている事案等がありましたら教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今のところ、ここで問われております住民運営型地域交通ですね、それは実際の運営はなされていないのではないかとこのように思っております。

○議長（後藤信八君）

考えているか。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

失礼しました。この住民運営型地域交通については、行政としては今は考えておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今は考えていないということですがけれども、こういう答弁となると前向きに考えていき

いというふうに認識をしておりますけれども、私は、実は議長が昨年7月に兵庫県佐用町へ視察に行かれました。その際に行かれたときの資料をずっと預かったまま、そのときからこの住民運営型について調べてまいりました。最終的にこの佐用町の取り組みを大阪大学の教授あたりが論文としてまとめてあるわけですが、結論からいうと、問題があるのは事故リスクだけです。当然事故リスクはかかってくると思います。私もふだん運転しながら、この事故のリスクとは向き合いながら運転しています。ですから、本日ポジティブな提案ができればというふうに思っています。時間の関係もありますので私なりの提案を簡単に述べます。

まず、車両、保険、ガソリン代、これらは行政側が負担する。そして、希望地域の自治会または地域は、まちづくり基本条例のまちづくり計画において、デマンドにするかどうかも含めたルートの設定、金額の設定、運転者の確保などを話し合って提出していただくと。ここまでで何か問題はございますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この住民運営型地域交通というのは民の考え方ですね。民間がやるんだということなんです。ですから、まずこちらのほうで考えておりますのは、循環バスで基山町を網羅したやり方を今考えておまして、おっしゃっているのは、漏れた空白地ですね、その足をどう拾うのかというふうなお話ではなかろうかというふうに私は理解しております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

かなり根本的なところでずれているなというのが今気づきました。民間がやっている、例えばベレッサ号とかああいう問題とは全く違うわけです。ほとんどのところが、私が今言ったように車両、保険、ガソリン代というのを自治体はその地域にお貸しして、貸与して、そして、そのルートとか運賃とか、運転手とか時間とかそういうのは自治会の中で決めていくというのが私が今回言っている住民運営型地域交通の中身であります。ですから、これはちょっとまた違う機会にぜひ議論をさせてください。

ここまで根本的な考えがずれているとは思っていなかったのも非常に申しわけなく思っ

いますけれども、ただ、私、ポジティブな話をさせてくださいと言いましたけれども、計画段階で、まず当事者意識の向上、それから情報の共有、地域の活性化、こういうのが生まれるというふうに論文では言われています。また、運行段階では、外出の機会頻度の増加、それから外出目的の多様化、日常交流の増加、利用者の意見を反映させやすい、将来に対する安心感、集落間の結びつき強化、こういった効果が生まれるというふうに、もう実際なっているわけです。

ですから私は、循環バスを何台にしようが必ずいろんな問題は起きるはずで、行政の役割は最終期には住民自治をどうやって生み出していくかだと思うんですね。そういった観点から見ても、私はこういうものこそまさに住民の方にお任せして、そしてそこで自分たちで考えていただくと。それがこれからの行政のあり方ではないかなというふうに思っていますけれども、ちょっと根本的なものがずれているので非常に私も戸惑っていますけれども、町長どうですか。この住民運営型バスというのは可能性として基山町の場合はなかなか難しいというふうにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、住民運営型ということでございます。いわゆる住民の方が主体になっていろいろ運営を考えていただくということ、これはもうまさに私もそれが一つのこれから先の行政のあり方、協働のあり方かなというふうに思って聞いておりましたけれども、さあ基山町でそれが、本当に基山町にといいですか、この近辺でも何か、私もそれは勘違いしておりました、質問いただいたときに。確かに車両は何とかいたしまししょうと。あとはもう全く運転手何とかというような、自分たちでやりますというような、ある一定の地域でなさっているという話は聞いておりましたから全くそれかと思っていましたけれども、ちょっと私の認識もずれていたということは申し上げておきたいと思います。ただ、やっぱり本当にこれから自治会というような、その辺でいろんなことに取り組んでいただければ結構だなというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうなんです。行政がこれ以上要望なりいろんなものを受けとめていくには、もう限界に

来ているはずなんですよ。だから、どうやって住民自治を求めていくのか、広げていくのか。そこを考えていかないと、いよいよもって交通弱者の問題とかというのはますます広がりを見せるというふうに思っています。

それでは、最後の3項目め、国際リニアコライダーについてお尋ねいたします。

先ほどの答弁をお聞きしますと、余り真剣には考えられていないなというふうに手にとるようにわかるわけですけれども、確かに国策の要素が大きくて、直接基山町に今後どのような影響があるのか不透明な部分も多いと思います。

これは(1)と(2)をあわせて質問させていただきますけれども、I L Cについては細かく話す時間もありませんけれども、基山町の場合、これまでの対応は興味を持って見守っていくと。これからもできれば待ちの姿勢で、積極的に協議会に参加とかそういったものではなくて、できれば情報を待っていきいたいなというふうなお考えでよろしいですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今議員さんおっしゃいましたとおり、当面情報の交換に努めたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らくそういう答弁が返ってくると思っていました。ということは、当然、現在の研究会とか協議会、これがどういう仕組みで成り立っているのかということも御存じないということですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

佐賀県と福岡県、その他いろんな大学とかが連携してされている集団ということは聞いておりますけれども、それ以上詳しいことは存じ上げておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私ももう2週間以上に通告を出しているわけですよ。でも、恐らくそんなに影響もないし、国がやることだからということだと思いますけれども、困りましたね。

まず、サイエンスフロンティア九州構想というのが、これは平成19年に立ち上がりました。そして、その下部組織に先端基礎科学次世代加速器研究会というのが平成……、ごめんなさい、これが19年に立ち上がって、佐賀市、唐津市、神崎市、鳥栖市が昨年11月に入会されたわけでありまして。そしていよいよという段階に来て、産官学連携でI L Cアジア九州推進会議が立ち上がり、その下部組織に唐津や佐賀商工連合会などの推進協議会が先月発足しているわけです。基山町としては、まあ待っておくよと。私は住民の機運の高まりとか、意識の醸成、こういうのをどうやって進められていきますかという質問をしようかと思ったんですけれども、もうそういうのも別にやらないということですか。町長、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに事が大きい、これはもう本当に国際間の問題でございましょうし、日本にしたってやれ東北がどうの、福岡佐賀間がどうのというような、そういう次元の話でもございます。しかし、やはり佐賀県は佐賀県でしっかり来ればこれだけのメリットがあるんだということ、それはしっかり認識しながら、やはりそれなりの動きをしなければいかんというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、教育長に救いの手を伸べます。

教育の視点から答弁をいただきました。実は私もこの質問項目の中で最も期待をしているのが、この教育の部分であります。融資がどうのとか、経済効果、雇用が、確かに大事ですが、やはり教育における効果ははかり知れないというふうに思っています。実は、KEKキャラバンというのがあります。これは高エネルギー加速器研究機構、いわゆる高エネ研というふうに言われる国の機関ですが、こういうところが無料で出張に、本当の科学者が出前講座に来てくれます。これは児童生徒向けに、宇宙は何からできているんだろうとかという

授業があるわけですがけれども、教育長は今回の答弁で誘致された後のことを答弁されていますけれども、私は逆に今こそこういう取り組みというのを行うべきではないかなというふうに思っていますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在でも例えば鳥栖に産業総合研究所というところに科学者というか、そういう研究者が集まって、こちらから依頼をしたらお話ししてくれたり、実験を見せてくれたりという環境は整っております。それから、あそこのシンクロトロン研究所も依頼をすれば、お話、当然見せてはくれますが、シンクロトロンの場合、内容が難しく子供たちはなかなか理解できないところがあるんですが、おっしゃいましたようにそういうシステムがあって、子供たちにそういう本物の話をしていただいたり、実験を見せていただく機会があるということであれば、活用については、ただその経費の面ではちょっと私にはまだわかりませんが、簡単にできるのであれば活用について考えてみるべきではないかなと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

産総研、シンクロトロン、鳥栖にありますけれども、実は今回のリニアコライダーからすると、もうあの施設自体がおもちゃ箱みたいなものなんですね。研究者そのものが1万人を超える人たちが来ると言われてますので、そういった意味からもやはり私はこの地域に住む一人間として、子供たちにやはり基礎科学というのがいかにこれから、教育長言われましたように理科離れが今非常に進んでいるというふうに言われます。そういった意味からも、少しでも興味を持っていただく、興味を持ってくれるきっかけができればというふうに、この機会に非常に大切な要素だと思っています。

今回、非常に大きなテーマを3項目させていただきました。来年度からいよいよ基本構想、基本計画を含めた総合計画、次の総合計画に取り組むというふうにも聞いています。私はきょうの答弁をお聞きして、本当に総合計画って必要なのかなというふうに思わざるを得ませんでした。要するに、町としての方向性というのが現状維持だけを、今日の前にある課題だけをしていくのであれば、総合計画なんて必要ないんですよ。ですから、私は少なくとも大

きな夢を描ける基山町、これがこれからのまちづくりには不可欠なものだと信じています。

明るい未来の実現を心より願って、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開いたしますが、ここで昨日の重松議員の一般質問の答弁に保留部分がありましたので、答弁を求めます。

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

きのうの重松議員の一般質問の中で、労働契約法に基づく基本的な考え方で、本町における臨時職員についての答弁等について調査を行いまして、結果が出ましたので回答をさせていただきます。

まず、労働契約法で1年間の雇用者が継続的に6年目の契約に入ったときに、雇用者より無期限労働契約の申し出があった場合、無期限で雇用しなければならないというふうに今度法改正が行われますが、この労働契約法は地方公務員には適用されないこととなっております。これが本町におけるといいますか、地方公務員の臨時職員にも該当するのかということ佐賀県の労働基準監督署のほうに確認しましたところ、厚生労働省等にも尋ねられて、国家公務員及び地方公務員は任命権者との間に労働契約がなされていないことから、法の適用はされないということで、このことは地方公務員は地方公共団体が採用した臨時職員も同様との扱いで行うということで回答を得ましたので、このことを踏まえまして本町で雇用する臨時職員については、今までと同じ雇用形態の中で1年間で募集を行いまして、登録制を採用して、その中で面接を行って採用を行っていくということで、今後も行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

それでは会議を再開します。

日程第2 第1号議案

○議長（後藤信八君）

日程第2. 第1号議案 基山町道路法施行条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

基本的なことをごさいますて、非常に今回は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律に基づく基山町の条例が改正されております。これで私のほうは、第1号、第4号、第5号、第6号、第7号、この5つが第1次一括法と第2次一括法の改正の分というふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言われましたように、第1次一括法に係る改正によりましては、第1号議案と第4号議案が第1次でございます。それから、5、6、7号につきましては第2次一括法でございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

これに関連して、そういうことだろうと私も思っておりましたけれども、第1次、第2次で合わせて5本の条例改正がのってますよね。これを5本をこんなにばらばらにしないで、第1次一括法が第1号と第4号でしょう。この第1号と第4号を1本にして、第5号、第6号を1本にする条例改正の方法が、法務執務上、今までも町はされているんですよ。地方分権一括法の場合、1本の条例で中に第1条が道路法をすとか、これをあえてこんなにばらばらにされているから、一つ一つ見なきゃわからない、この提案理由がですね。私から言えば、第1号と第4号を基山町道路法施行条例等の制定と書いて、第1条が道路法、第2条は町営住宅法と書くなり、そして第5号、第6号、第7号を一括して、基山町都市公園条例等の一部を改正するというので、第1条、第2条、第3条というふうな2本で済むのを、あえてこんなに5本、極端な場合これが10本も20本もなっても、基山町としてはこういうふうにするのか。わかりやすく一括して、一つの条例でまとめてすべきじゃないかと。この今

までの方針と、今後こういうふうな方針でされる予定ですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回におきましては、第1号議案は基山町道路法施行条例の制定という制定の条例となっておりますので、制定と改正は一括ではできないという判断を持っております。

もう1点は、やはり一つ一つの条例内容がボリュームが大きいということで、それを鑑みまして、それぞれ議案を今回上程をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうふうに言わないかんけん、言いよっちゃろうばってんですよ、結局条例であろうも制定であろうも一部改正でも同じ条例なんです。これは何ら法的に1本にできないというふうな根拠はないと思います。私は今後こういうことに関連しては、ボリュームが多いとか少ないとか関係なく、こういうのはまとめて1本にすべきと、今後の法務執務上もそういうことでやってくれ、もし法的にだめというふうなあれであればいいですけども、恐らく制定であろうが、一つの法律の改正でも、関係する法律についても制定の分もあるし、改正の分も同じ法律名の中に入ってますから、印刷代も少なく済むし、経費節減の面からもおいて、今後そういう方針でやっていただくように強く、何かありましたら。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、制定と改正を同時にするという事は、一括でやるということは難しいというふうに考えております。（「何かあるの、法的に。ないでしょう」の声あり）

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

いろいろ法的根拠とかを調べましたけれども、それはありません。ただ事例的にもありま

せん。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

所管に関することでもありますので、基本的なところだけ聞きます。1つは、基山町の条例には、道路条例がありますね。基山町の道路条例。それと、町道の認定規則がありますね。この2本で今まで基山町の町道に関する業務はしてきたと。施行条例がなかったと、私も今気づけば、本当基山町の施行条例はなかったんだと。あとは国がちゃんと規定していたかなというのがあるかもしれませんが、今日まで基山町に施行条例がないことが問題にならなかったのかというのがまず1点です。

それと、これは少し具体的な問題になるんですけども、例えば私も少し仕事の関係で、例えば国道に違法看板が立ってますね。その撤去なんかの仕事も実は少ししたことあるんですけども、それも含めて全部こういう管理条例とかいうふうにかかわることで、その業務というのは出てくるのですね。基山の町道に今例えば違法看板が立ってますね。それを安全なまちづくり推進委員会の方が巡回しながら撤去されてますね。この撤去ができる根拠は、今まで条例の中にうたわれているのかなと思って私もちょっと心配していたんですけども、これは何か基山町の、今回の施行条例にも関するかもしれませんが、何かそういうのはあるんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これまでいろいろな道路改良、それから改築、そういったものを行ってきていますけれども、それにつきましては国が定めておりました政令の道路構造令に基づいて、そしてまたそういった補助事業の場合には当然県との協議、その中にそのようにできてないものは補助対象にならないということが原則でございます。

それから、今回の場合は大きな改築ではございませんで、例えば集落前にある道路をいろいろ改築するとか、そういったものはこの適用にはなりませんので、これまでにいろいろな問題があったのかということに関しましては、工事を進める中では問題はなかったというふうに思っております。（「看板の撤去の法的根拠」の声あり）

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

道路の看板の撤去につきましては、先ほど議員おっしゃいますように、安全なまちづくり協議会のほうで、ちょっと今資料を持ってきておりませんが、多分県のほうから各委員のほうに許可といいますか、そういう何か与えられると思うんですけども、それについては後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それはちょっと調べてください。県の景観条例、言われればそれにも関することかなと。

ただ、私たちもそうなんですけれども、あくまでも看板というのは個人の持ち物なんです。道路に設置されていても持ち物なんです。一定程度それについてはどこかに保管しておかなければならないと。もし取りに来られれば返さなければならぬですね。聞けば、いや、そういう管理はしてませんよと。とにかく撤去して集めて、場合によっては処分されているかもしれませんけれども、あると。この辺は少し、やはりきちんと調べたほうがいいかなというふうには思っています。

それから、今回資料として出していただきましたこの道路標識とかいろいろな部分、これは今言うように、ほとんどが道路行政ですので、公安ですか、ちょっとあれですけども、例えば基山町が例えば循環バスをつくって、循環バスの案内の標識なんかをつくりますね。これに対する何か規定といいますか、寸法とか、基準といいますか、それは何かあるんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

停留所の看板につきましては、占用物件になりますので、県道、国道に設置する場合には、当然県、国の許可が要りますけれども、町道については町のことで許可は要りませんし、そういった看板の大きさに基準があるのかということはないと思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

これは道路の看板とか、単に道路面ですね、道路面に一時停止とか線が引いてあったり、町道の道路面ですね、あれなんかも該当するわけですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

後で出ささせていただきました道路標識、区画線及び道路表示に関する命令ですね、別表第2で、追加資料で出ささせていただきました中に、区画線及び道路表示ということですので、区画線、そういったものも含まれております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第1号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第2号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3. 第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

まず、今回のまちづくり基本条例の一部改正、基本的なところをまず確認したいということで、総合計画を基山町は今回策定もしたいということでのせるというふうになっております。それで、なぜこの基本条例にこの総合計画の策定をうたわなければならないのかというのがまず第1点です。

第2点は、第5章にうたうということになっています。第26条に。なぜここにうたうのかという、まずこの2点をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まず、なぜまちづくり基本条例にうたうかということですが、これにつきましては、まちづくり基本条例は基山町の最高規範という定めをしておりますので、いわゆるまちづくりの最高規範という捉え方をしておりますので、当然総合計画というのはまちづくりの基本となる計画ですので、当然まちづくり基本条例にうたうべきものというふうに考えております。

それから、総合計画を第5章のところに持ってきた理由ですが、条例を見ていただければわかりますけれども、前のほうから裏面のところからずっと来まして、行政とかの義務を定めた後に、協働の仕組みというものがあります。それで、その次に、従前行政評価と改善制度ということで持ってきておりましたけれども、行政評価とか総合計画というものは、行政がいかに行っていくかということになりますので、まずまちづくりの基本としては、理念がありまして、その次に各町民、議会、行政のそれぞれの責務と義務を定めておまして、その次にいかにしてまちづくりを行っていくかという協働の仕組みを書いておまして、その後それに基づいて行政がいかに行っていくかということで、流れとしては5章になりますけれども、流れとしてはそういうことで5章に持ってきているところでございます。

まちづくり基本条例につきましては、いろいろなつくり方をされております。これは国のほうがこうやってつくりなさいというふうに出したものではありませんので、いろいろな自治体において議論されてつくられてきておりますので、1については前に持ってきてあるところもありますし、後ろに持ってきてあるところもあります。一般的な流れとしまして、今の流れの中では、ここの部分はいわゆる行政運営ということでまとめて規定されるところが多いようですので、今回5章でまとめて規定をさせていただいております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確かにまちづくり基本条例が最高規範と、そこの中でうたうと。私もその考えは別に間違っているとは思わないわけですね。しかし、場合によっては、これは別建て、別の条例立てたほうがすっきりするのではないかなと。というのは、先ほど第5章の行政評価及び改善制度、そこを第5章の行政運営に変えて、そして第1節に総合計画を置いて、そして第26条に総合計画をして、もともと第26条を第26条の2に変えてというふうなやり方なんですね。

このまちづくり基本条例を最初につくるときに、総合計画をやはりきちっとうたっていいこうという発想で、平成23年4月に施行されているわけですがけれども、議会でも1年間ぐらい審議をしたわけですがけれども、その前に例えば総合計画もうたっていききたいというんだったら、私はこういう第5章には入っていないと思うんですね。基本的な考え方、例えば第2章の基本的な考え方に私はうたっておくべきだったんだというふうに、実は思っているわけです。それで、今回の改定、別におかしいというわけではないんですね。ただ、まちづくり基本条例というのは、一貫して協働を主体として町民、議会、町、一体としたまちづくりを基本にしてうたって、その理念的なものはずっと書いてありますし、責務なんかもずっとうたっているわけですが、ここに総合計画をポンと入れるというのはどうかなという気も実はしますけれども、この辺のことについては何か検討はされましたか。別の条例立てをしようとかいうふうな計画など。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、重松議員がおっしゃったことにつきましては、まず当初の考え方はどうだったかということなんですけれども、総合計画をどうしようかということは考えたことはございます。ただ、総合計画につきましては、当時は法律にありましたので、それを改めて条例であるかというのはちょっと疑問がありましたので、総合計画は入れておりません。

それから、最初からしたら、もっと前のところに来たんじゃないだろうかという御意見ですけれども、これにつきましては先ほど申しましたとおり、前のほうは基本的な考え方がありまして、次に役割と責務、それから協働の仕組みという順序になっておりますので、いわゆる総合計画をつくるか、行政評価をするというのは、あくまでも行政側の行う行為を規定しておりますので、これをそういう基本的な考え方とか役割とか、協働の仕組みの前に置くということはちょっとあり得なかったんじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それから、別の条例をつくるかどうかということなんですけれども、これにつきましては

私も議会でいろいろ疑問が示されましたので、全国のまちづくり基本条例をつくってあるところ、いわゆる自治基本条例をつくってあるところを調べまして、大体75%ぐらいはほとんどまちづくり基本条例の中に入れてあります。これはどういうことかという、やはりまちづくり基本条例が、やはりまちづくりの最高規範という考え方でされておりますので、そういう意味からすれば総合計画はまさしくまちづくりですので、そういう意味からすれば当然まちづくり基本条例に規定されるべきものだと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

どなたも言われないので所管ですけれども、基本的なことをお伺いします。

26条に新たに総合計画が書かれております。町は総合計画を策定しなければならないと、かなり強い文言になっています。2項3項は行うものとする、公表するものとするというふうになっていますけれども、しなければならないというふうな文言にされた理由をお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

総合計画は策定しなければならないとした理由は、総合計画の策定を義務づけたこととなりますので、これにつきましては必ずしなければならないということしております。これは昨年の12月議会で、鳥飼議員さんのほうからも質問がありましており、時の首長の判断でつくったりつくらなかつたりするというのはやはり問題があるということで、我々としては当然総合計画は策定しなければならないということで義務づけをしております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今の答弁ですね、首長がかわろうがかわるまいが、かわったら方向が変わってはいけないということになるわけですか。では、これをつくっていて、違う首長になって総合計画をつくらないということになった場合に、この条例を変えればいいわけなんですけれども、今の答弁ですと、それも何か許されないみたいな感じの答弁に聞こえたんですけれども、その辺

のところはどうですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

トップがかわったときに、総合計画をつくるつくらないの判断は、まず条例上策定しなければならないようになっておりますので、この条例があるうちはトップがかわれましても総合計画を策定する義務が生じます。ただし、議会において条例の改正がされれば、それは当然つくらないということはありませんけれども、そのところはこの条例の意義でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第2号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第3号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4. 第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第3号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第4号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5. 第4号議案 基山町町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

1つだけです。今回の改正は、公営住宅法第5条で、政令で定める基準等を条例で定めるということで条例改正になっておりますけれども、この第1次一括法の公営住宅法の改正は

ここだけじゃないんですよね。市町村に関係するのは。入居者資格、町営住宅の入居者資格は、基山町の今まで公営住宅法の第23条で、入居者資格は町営住宅に入る人は同居者がいないと入れなかったんですよね。1人では。必ず親族と一緒に、2人以上いないと入居資格はありませんでした。今度の一括法が改正になって、これが削除されているんですよ。極端な場合、1人でもいいようになっているんですよ。

それと、町営住宅の家賃の入居の際の収入関係も撤廃されて、政令で定めるとなっていたのが条例で定めるとなってるんですよ。この重要な部分は、2つ今回の改正から抜けている。同居の分とですね。ですから、町営住宅の管理条例は、まだ入居資格は同居じゃないとできない規定があるんですね。法律上は入居資格はなくなってるんですね。この関係について説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その条例改正につきましては、去年の3月議会でやった分ですね。その中で条例で決めて、そのままいきますという、去年の第1次一括法の中では去年の3月で条例改正をしたので、それはもう終わっております。

今回の分はその整備基準ですね、そういったものの改正でございますので、議員おっしゃいました入居資格、それから基準、そういったものはもう条例改正は終わっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、今は町営住宅は同居じゃなくても受け付けているということですか。

それと、今入居資格の改正になって、私は二、三日前インターネットで出たんですけども、まだついているようですけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それは、地方公共団体で決めていいという条例の改正があったわけですね。ですから、基山町は従前のその分を条文化したということでありまして、改正は今までの入居資格とか、

そういったものの改正はしなくても、入居の希望者が多いわけですね。だから、変えなくていいということです。だから、この改正につきましては、公営住宅等がなかなか入り手がないと。だから、それを緩和してもいいじゃないかというのが第1次一括法です。しかし、基山町の場合には、公営住宅には入居希望者が多うございますので、別段緩和しなくても十分住宅は埋まっているといえますか、そういったことですので改正はしていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、基山町は法律は単身でもいいとなっているけれども、基山町はいろいろな関連でそのまま、同居親族がいないと町営住宅の入居資格はないということでしょう。それでいいんでしょう。わかりました。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第4号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第5号議案

○議長（後藤信八君）

日程第6．第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これも所管ですので、基本的なところだけ1点だけ確認をさせていただきます。

今回、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準というものが出されています。1人当たり10平方メートル以上と、基山町には都市公園が10カ所ありますね。基山町の人口からしてこの敷地面積の標準、これは基山町はクリアをされておりますか。まずこの点。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私たちが算出したしております市街化区域内、それから町民1人当たりの敷地面積では、計画決定面積では12.29平米です。それから供用開始でいきますと9.99平米ということになっております。それから、町内全域では計画決定面積で1人当たりが9.64平米、供用開始区域でいきますと7.84平米となっておりますので、大体満たしているというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それに関することでもありますけれども、今、図書館検討委員会が、図書館をもし建設するんだったら場所はどこがいいのかなということで、これは検討委員会で検討されましたね。その中で、基山町の中央公園、小学校前ですね、あそこは都市公園ですよ。そこに建設というのが、6カ所ぐらいある中でトップだったんですね。私も傍聴させてもらって。そうすると、1つは都市公園にこういうふうに図書館を建設とかいうのがまずできるのかという問題と、当然図書館をつくれれば、先ほど言いましたように、そこは今度は都市公園としてみなされるのかと。もしみなされないとすれば、都市公園の面積がその分減ります。そうすると、先ほども供用では7.84平米ということで、10平米を満たしていないということがあったら、また新たにどこかに基山町は都市公園をつくらなければならないと。図書館をつくったがゆえに、都市公園をつくらなければならないという発想だったら、もう別なところに図書館をつくったほうがましというふうにもなりますけれども、この辺との関係は、今言いました今回の改正の第2条の3ですか、これとの関連というのは何か出てきますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

都市公園の中に教養施設を設置することは認められております。認められておりますし、図書館はその教養施設になりますので、都市公園の中に図書館を建設することは可能でございます。しかし、今度はその建築面積の制限があるようになっております。

それと、図書館を建てたから、その分の公園をどこかにまた拡張しなければならないのかということに関しましては、認められた施設でございますので、その義務はないというふ

うに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

簡単な質問で、ちょっと不勉強なところもあるかもしれませんが、確認させてください。

今、公園のバリアフリー計画とかなんとかということで、皆さんの意見、昨年度末からいろいろお聞きになっていろいろされていると思うんですけども、これができたために今まで作成されたそういうものが影響を受けるものなのか、それともそういうものとは全然別個で考えて進めて、別に影響はないものなのか。その辺を教えていただければと思います。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今やっておりますのは、まさしく改築になりますので、この法に基づいてやっております。ですので、バリアフリーをその基準に基づいた勾配とか、そういったいろいろな施設をしておりますので、それは制限がかかっておるということでございまして、今後また都市公園を整備、また建設する場合には、当然その分の適用がなされていくということでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その辺のことも考慮して、既に作業は進められているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

安全安心の緊急事業でやっておりますので、それをクリアしませんが、それは補助対象にならないということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほど重松議員からも質問がありましたように、この数カ月間でこの条文というのが非常に重要になってくるのではないかと、私も思っています。今回の場合は、参酌しなければいけないんですけれども、地域の自主性自立性を高めるための改正なんですよね。そういった意味で、今回教養施設プラス10%、これをそのままその範囲とするというふうに限定してあります。では、例えばこのプラス10%を15%とした場合、それはできるのか。それとした場合に影響がどういうところに出てくるのか、教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それは上位法の中で最大10%ということですので、それを敷地面積の10%を超えての敷地面積をとるということはできません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。それは都市公園法は変わりはないということですね。では、今回、先ほども言いましたように、自立性自主性を高めるための改正ということであれば、その範囲とするという文言を、その範囲を参考とするということとはできないのかどうか、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど言いましたけれども、上位法がございますので、その中でそれを参考にしても最終的にはその上位法の縛りがございますので、その許可といったものは法に触れることとなりますので、それはできないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

であるならば、わざわざこの条文って必要なのかなと思ってしまいますよね。正直なところ。何も自主性、自立性高められないじゃないですか。結局、上位法があるからできないということになるならば、一体何のためにこの条文をわざわざつくって、ここで議決しなけれ

ばいけないのか、その意味が私にはわからないんですけれども。そのあたりいかがですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回の制定、改正につきましては、昨年からの第1次第2次一括法、それでなんですけれども、やはり今回国が示しておりますのは、条例で定めさせるということが本来の目的でありまして、それが地方分権といいますか、そのようになっております。ですので、例えば横出しではありませんけれども、そういったことは認められますけれども、最終的な上位法を超えた条例といったものの改正はできないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第5号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第6号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第6号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第7号議案

○議長（後藤信八君）

日程第8. 第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第8号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9. 第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ありませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

この消防団員の定員とかそういうのが大変難しいわけですが、私は一般質問の中で、基山町に住所を置く者とか、あるいは基山町に勤務する者というような形でやったわけですが、要は基山町に現在住所も置いてない、勤務もされてない、その方が前に地区におられた方が、例えば小郡とか二日市とかに住所がある方がたまには基山町の消防団に入っておられる方がいらっしゃるわけですが、そういうことについては今回のこういう改正には当てはまらないわけですか。その点、条例では。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

本条例からすれば、基山町に在住し、または勤務する者ですから、住所が筑紫野、小郡にあって基山町で働いておられれば、消防団員の資格といたしますか、必要要件ということでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それが条件であります。事実から見れば本当に今団員確保のために、例えば小郡のほうに住所があって、福岡のほうに勤めてある方も消防団員に入られているところもあるようにも見受けますが、その点についてはどうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その方については、必須の条件を満たしておりませんので、消防団員には入れません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、現在消防団員がそういう方が入られる方は違反として、何か事故があったときそういう補償がされないというところまでとっておいていいわけですか。

○議長（後藤信八君）

暫時休憩します。

～午後 1 時42分 休憩～

～午後 1 時43分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これも所管ですので、基本的なことだけお伺いします。これはまず機能別消防団の一部というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

機能別消防団とはまた別でございます。これは消防団本団の考えでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、今回の勤務地の方ですね、これは管轄というか所属はどこになるものなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

うちで考えておりますのは、その地区の範疇、各部の管轄のところを考えております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も大変わかりづらいのですね。佐賀県は日本一消防団の組織率がいいということで、古川知事か何かのときに自慢したことがあるのです。そして、その中でも基山町はきちんと組織率も今まで守られてきたし、まして若い人が入っていると。よそは結構組織率が高いといっても、もう50代、60代、場合によってはもう70代の方が今でも現役消防団と。基山町は別に定年制をしいているわけではないんですけれども、大体部長級とか団長級は35歳ですという形で来ているんですね。今回なぜこういうふうに、早い話が町民という捉え方をされて、そして企業に勤めてある方も町民だからということで、今回提案されているのかなというふうにも思うんですけれども、勤務されている方がただ単に勤務しているというだけで、基山町に生命、財産を生み出しているわけではないんですね。消防というのは基本的には、生命、財産を守るという部分ですよ。そうすると、生命、財産を守るという基本は、この消防団は特にそうですけれども、そこで生活している人が守るのが消防団の基本。だから先ほど言われましたように、基山町に住所のない方については、やはり条例上問題があるからといってやめてもらったんですよ。

そうすると、私は今回の場合、これは少し無理があると。まして例えば第7部消防団、第7区長野地区ですね、定数は16となっています。大変今第7区も若い人がいなくて、もう38歳ぐらいまでの方が団員として残っているんですね。本来もう35歳で退団できるんですけれども、若い人がいないからと。じゃ、7区には企業がいっぱいあると。じゃ、その企業から選抜してでも、とにかく消防団に入ってくれと。それで、それが一緒にできるのかと。先ほど言いましたように、財産、家屋もないんですから。そうすると、私はこれは少しもう無理があると。この条例は、例えば何に基づいて今回の場合は提案されているのかと。国の消防組織の規定とか基準とか、こういう指導があったりとか、何に基づいて今度は基山町はこの条例の一部改正を提案されたのかということと、先ほど言いましたように、本当にこれ現実的にできるのかというところについて説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、なぜ勤務地まで拡大したかということは、当然今消防団員の確保についてはかなりの苦勞をされておるといことで、これは消防団部長、それから消防委員会のほうから強い要請がっております。これに関しましては、まず基山町は条例の中で35歳という退団の年

年齢は設けておりませんが、内規的に行っておられまして、その年齢も同時に引き上げられないかという検討もされております。ただ年齢引き上げにつきましては、そこまで会社とか勤務部署の理解がありまして、消防の1日と15日は残業もしないで出させていただいているとかいうので、それを40歳まで上げてあと5年頑張れというのはちょっと無理が生じてくるということで、これは徐々に改正して、条例にもありませんので徐々に改正をしていこうということで行うと。しかし、団員をそれで確保していくためには、今後少子化もありますので、なるべく範囲を広げていくということで要請がありまして、近隣の市町村を全部調べたところ、ほとんどの市町村が勤務地を含んだところの条例の制定が行われております。その中で問題点が発生してくるのは、議員御指摘の本当に有事の際に出られるのかということ、もしそういう協力があれば消防団、それから町のほうからも企業のほうにそういう要請のほうもお願いにはいかなければならないというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われましたように、各企業からの協力、協定を結ばなければまず無理ですね。どんなに消防団に入ったからといっても、企業がその時間、特に基山町に住んでないんですから、例えば昼間、企業はほとんど昼間ですけれども、昼間に火災があつて、その企業の方が消防団に入っているから私も出動しますといっても、会社が認めなければ出動できませんよね。そうすると、基山町とその会社と必ずこの消防団員に関する協定を結んで、そして非常時の場合は早いうちは勤務解放してもらわなければ、これは出動できないんですよね。そうすると、そこまで本当にやって、どれだけ効果があるのかと。場合によっては、大きい企業、7区にも大きい企業があるんですけれども、自主消防組織を持っているんですね。その中でされているんですね。だから、私は企業に求めるのは、企業でも消防活動に積極的に取り組んでほしいというのを私は求めたほうがいいと。地域の消防活動には、やっぱり地域の人に参加できる要件を拡大したほうがいいと。

先ほど40歳になってなかなかという話がありましたね。今、第7区、7部消防団には、消防OB会をつくっているんです。私も消防OB会に入っています。これは消防OB会は任意団体ですので、まだ町からも認められておりませんが、つくって必ず2カ月に一遍ぐらいはみんな集まって、消防団員とも話をしています。総務課長のほうにも消防ポンプが

更新して古いのがあれば、消防OB会のほうにももらえないかと。消防OB会としてポンプの訓練なんかもしたいんだと。今の消防ポンプは、私たちが使っているときともう格段に違うものだから、すぐには使えないんですね。だから、いざというときには消防OB会という名があっても何も役に立ちません。消火栓の位置とか、ホース運びくらいはできますけれども。だから、自前として消防ポンプをもらえないかという相談もして、もらえる手配までいったんですけれども、途中ちょっとだめになりましたけれども。そういうことで、先ほど機能別消防員の話がありましたけれども、そこが充実したほうがいいというふうに私は考えるんですけれども、この辺まで考えられて今回の提案はされたんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

機能別消防につきましては、久保山議員のほうからも一般質問等であっておりましたので、消防委員会のほうにも諮りまして、先ほど言いました年齢の拡大等、機能別消防の充実ということで議論をさせていただいております。その中で機能別消防をまず余り優先すると、そちらのほうに流れていくのではないかという懸念もありましたので、まずは消防団員の確保の拡大という意味で、勤務地も含めたところで検討させていただきました。逆に言えば、基山町に住所はあっても、勤務地は基山町外ということで昼間の有事が発生した場合は人手が足りないということも考えられますので、先ほども言いましたように、協力できる企業があれば我々が回ってでもお願いをしていこうと思いますが、もしそこで協定が必要であればそれは協定を作成してでも御協力をお願いしていこうというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

基本的なことを聞きます。基山町では今人口1万7,800人を少し切っていますけれども、1万7,800人としますね。消防団員を何名置かなければならないという基準はありますか。

それと、今基山町の消防団員197人ですか、今回何人の方を、入団資格の拡大をすることによって何人の方を募集したいというふうに思われていますか。そして、先ほどのをもう1回確認です。各企業がある地域、例えば長野地域に多く企業がありますけれども、長野地域にある企業の方は第7部に入るとか、グリーンパークだったら3部に入るとか、そういうと

ころまで今回の場合は検討されて提案されていますか。少し最後の質問で聞きます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、消防団員の基準につきましては、機能消防団員なんかの基準で作成させていただきます。ちょっと私覚えていませんけれども、人数についてはそれで確保するようにいたしております。

それから、団員の勤務地につきましては、現在各部の管轄しておりますところで団員を要請できればと思います。

それから、この条例が制定されて今回新規で何名入団されるかという点につきましては、まだ把握しておりません。それぞれの部はもう団員確保に向かって募集を、区長さんを通じたり、各委員さんを通じて頑張っておると思います。ただ、考えられる点につきましては、まず女性消防につきまして、基山町の職員等が町外からの職員が来た場合は、そういった勤務地になりますので該当者がかなり数名おります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の改正のとおり、今のところだんだん広げていただいて、今重松議員がおっしゃったように、それぞれの経験のある方、OBの方もやはり協力されるという意識はあるんですね。ですから、こうやってOB会を各部でつくって支援をしていこうということであると思うんです。実際、1部とか本部ですと、訓練を15日とかしてますけれども、そのときにはOBの方が名消会という形で後方支援をされております。実際、火災の現場に行っても交通案内とか、消火栓の見守りとか、いろいろな後方支援の仕方はあると思います。ただ、そういうものなかなか今団員の確保が難しいということであれば、ぜひもっとこの機能別消防団の研究をしていただいて、いろいろな方がこの消防行政にかかわれるように門戸を広げていただければと思っておりますので、ぜひどんどん進めていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

機能別消防団については次の段階で進めていかなければならないと思っておりますけれども、ここの最大の問題はOBの皆さん方に協力していただくということは非常にありがたいことですけれども、やはりけが、それから事故等の補償の問題がありますので、それも含んで考えさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第8号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第9号議案

○議長（後藤信八君）

日程第10. 第9号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

河野議員。

○5番（河野保久君）

まず初めに、この委員の方がいい悪いということでの質問でないことだけは御理解いただいて質問させていただければと思います。

何回か今までこういう委員の方の任命ということで提案されて、こういう任命をされるときに選ばれる過程というか、そういうものがわからないようなところがあるので、今回この教育委員の方を任命するに当たって、特に考慮された点とか配慮された点があればお聞かせいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この委員さんにつきましては、一般の公募という形はとっておりません。やはりそういった現在の委員さんの御意見なり、あるいは教育長を含めてですけれども、そのあたりで論議をしまして、やはり学校関係で、あるいはそういう教育関係にかかわられた方が一番いいんだろうというふうに思っています。ただ、非常にそのあたりは専門家の方を選ぶとなると、

例えば学校出身者の方とかということも考慮しなければなりません。そういう校長さんをやめられた方なども検討に入るわけですけれども、今回の場合はいろいろなPTAの関係とかでもかかわられた方ですので、学校の内情に詳しいという方、それと一般的にそういう教育関係にいろいろ携わった経験がある方ということをお願いをしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、学校の問題なので校区の問題があると思うんですけれども、今ちょっと確認なんです、この方が入られて、小学校区のことなんです、基山小学校区と若基小学校区とあるので、その委員さんの人数はどういう形になるんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

現在のところは中学校区ということになりますが、基山小学校区に住まわれている方が皆さん委員さんになられているというところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

これは最後に要望ですけれども、私は住区がけやき台なものですから、特に基山小学校が問題になっているわけではなく、若基小学校ではいろいろ先日の一般質問等の中でもあったように、生徒数がかなり減ってきたり、学級編制のこととかいろいろなことでいろいろな問題が出てくる可能性を秘めているところなので、そういうところの地区事情もよくわかっていただける、理解していただけるところからも、少なくとも半々とは言いませんけれども、若干数でも入れていただけるように次回からは御配慮いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この基山町教育委員会委員の任命については、今河野議員のほうから言われましたように、

やはり基山町は基山小学校なり若基小学校、両方小学校もありますが、校区の問題もあります関係上、この基山小学校ばかりに今の基山教育委員会のほうの委員が任命されておるようですが、その辺の配慮はされなかったのですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これについては、やはり今言われたような御指摘のとおりでございます。ただ、全体として中学校は全区域ということもありますので、やはり全体の中から推薦させていただいているということでございます。ただ、校区関係でいけば基山小学校校区の方、若基小学校の校区の方は実際入っていないということですので、これについては今後の課題ということで、できれば人数が、教育長を外しますと4人しかおらない、非常に選びにくい部分もございませぬ。そのあたり少し配慮しながら、またお願いしていきたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今後検討するということですが、やはり基山小学校なり若基小学校、それぞれの問題も抱えておるところもあるし、地域的にもやはりその事情を知った方がなってもらふべきじゃないかと思ひます。また、特にけやき台とか、また12区、6区のほうも学校関係で退職された方もいらっしゃるし、ちょっと関係には特別あれはないかと思ひますが、この方が悪いというわけではないですけれども、この方は佐藤寛伸さんは前に町の民生委員か何かをされたことの名前が1回あったようですが、その辺も関与されたところで今回選ばれたわけですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

民生委員さんのほうになられていますので、そういう役職もされている方、いろいろな面を考慮してお願いしているというところでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

私もやはり校区、中学校区なんていうことはちょっと、やはり小学校区で基山の範囲だったら考えるべきではないでしょうか。

それから、もう1点が、教育長を除いて4人とおっしゃいましたが、私もそう思います。その中に教育者関係ですよね、学校の先生を経験された方々がいらっしゃらないですね。これはPTAであろうが子どもクラブであろうがこういった形で学校に加わろうが、それはどうしたって外からですね。やはり内から見た目線というのはどうしても必要だと思うんですね。その辺のところはやはりどうして配慮いただけなかったのかと。

それから、これは質問ですけれども、民生児童委員をされているんですけれども、その任期と今回の任期が重なることはないのか、それはいいのかどうか。それと、私は偶然にもこの方をよく知っておりますけれども、この履歴だけで判断をするというのは、ちょっとこれはきついと思うんですよ。教育委員の任命に、これだけの履歴があつて職歴がこれだけと、これだけ質問がなかったら言われませんか。それで判断をするというのは、本当にこの方を推されているなら、もう少し何枚にもわたってこの方の経験をやっていかないと、我々も議決した場合責任をとることになるわけですね。説明をしなければいけないんですけれども、ほとんどの方がわかっていない状態でしたのかということになると、これはいささか疑問が残ると思いますから、その辺の配慮もお願いをしたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この13ページに履歴ということで書かせていただいておりますが、これだけでは非常に、確かに本人がどういう活動をされてきたのかというのはちょっとわかりづらいとは思っています。今回選ばせていただく上には、いろいろな周りの方のお話、あるいは現在の委員さんのお話を聞きながら、推薦という形をさせていただいておりますので、ただここにお示しするについては確かに資料的には不足するものがあるかなというふうには思っております。

今後、その辺を配慮したやり方をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

民生委員さん等になられた分の兼任はだめだということはありません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

兼任は私もいいかなと思っています。ただ、そういう兼任をする時間が、ことがいいのかということですね。民生児童委員もなかなか煩雑ですよ。本当に厳しい仕事です、委員さんです。教育委員は本当にまた同じようにされているんですね。この方はそれこそさっきおっしゃったPTAでも私も一緒にしましたから、すばらしい人物であることはもうよくわかっておりますし、ただそういうふうに町の姿勢として、余りにも兼職が多過ぎるのでないかということがやはりいろいろなところに出てますから、そういったことで私も一般質問で、人材バンクなどいろいろなことで広げていって、多くの町民に入ってもらえるようなことをお願いしますと、私も改めてここでお願いをしたいんですけども、いかがですか、その辺のところは。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

確かにいろいろな兼任をされている方等がこういう形で選ばれていることは、基山町の場合結構ありますので、そのあたりは十分に配慮しなければならないと思っています。ただ、今回の場合はそのあたり、本人さんにも確認をして、確かに今、民生児童委員さんということであれば大変だろうとは思っています。ただ、そのあたりもお話をしながら、一応本人さんとしては承諾を得ておりますので、こういう形でお願いしたいというふうに考えます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第9号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第10号議案

○議長（後藤信八君）

日程第11. 第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてを

議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第10号議案に対する質疑を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

～午後2時8分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第12 第11号議案

○議長（後藤信八君）

日程第12. 第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、第2表、継続費補正についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、第3表、繰越明許費についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、地方債補正についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。3ページをお開きください。

歳入、1款1項2目. 町民税法人、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4 ページ、11款 1 項 1 目、分担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、11款 2 項 1 目、2 目、負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、12款 1 項 3 目、衛生使用料、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、13款 1 項 1 目、民生費国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、13款 2 項 3 目、4 目、8 目、国庫補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、13款 3 項 3 目、総務費委託金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10 ページ、14款 1 項 1 目、民生費県負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11 ページ、14款 2 項 1 目、2 目、3 目、5 目、6 目、8 目、9 目、県補助金、ありませんか。

重松議員。

○6 番（重松一徳君）

ちょっと確認だけさせていただきます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金が145万9,000円、県の支出金では更正されております。今、住宅リフォームは大変人気があって、申し込みも多かったと。今回の場合はもともと25年度の県の事業を前倒しして取り組んだというの

もある中で、なぜ更正の145万円が発生しているのかについて質問いたします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

大変24年度住宅リフォーム、県のほうでも補正までしていただきまして大分申し込み者も多かったんですけども、最終的には基山町の場合にも町が考えておりました募集量を下回ったということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、14款3項1目、5目、委託金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、16款1項3目、総務費寄附金、ありませんか。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この街路灯移管に伴う寄附金、これはお金が寄附として出されたということですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

議員さんおっしゃるとおりで、街路灯については商工会のほうで別に会計を設けて持っていたそうで、そのお金を今回街路灯の撤去費用に使うという予定をされていたということで、町のほうが受け取る分につきましては、その分の撤去費用相当分を町のほうに寄附してくれると聞いておりますので、そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

14ページ、17款1項2目、3目、9目、基金繰入金。

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

財政調整基金がおかげさまでゼロということになっております。基金繰入金が平成24年度はなかったということで、非常に健全財政と思っております。この公共施設整備基金の繰入金1億1,530万円になっていますが、この見通しとしてはこの基金は1億1,500万円はまだこれから下がるという見込みでしょうか。これはゼロになるということまではいかないと思いますけれども、見通しをお願いします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まだはっきりしたことは申し上げられませんけれども、従来ですと3月末に交付決定が幾つかありますので、専決をお願いして幾らか繰り入れを戻すことができると考えています。

○議長（後藤信八君）

15ページ、19款5項3目、雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、20款1項1目、町債土木債、ありませんか。

歳出に入ります。

17ページ、1款1項1目、議会費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、2款1項1目、2目、3目、5目、6目、19ページの10目、11目、13目まで、ありませんか。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1目の一般管理費、休職者分の更正が組まれています。今、何名の休職者の分でしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ここの休職者の補正につきましては1名分ですけれども、現在の休職者数ですか、今病休での休職は2名です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

病休以外はどういう理由で休職しているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

産休と育休ですけれども、ちょっと人数は把握しておりません。

○議長（後藤信八君）

19ページまで終わります。

20ページ、2款2項1目、2目、徴税费。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、2款3項1目、住民台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、2款4項1目、3目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、2款5項2目、統計調査費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページ、3款1項1目、2目、4目。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1目社会福祉総務費、地域福祉計画策定委員会と関連しているんですけれども、この地域福祉計画、でき上がりはいつぐらいになりそうですか。私、何遍も資料を欲しいと言っても、まだできてません、まだできてませんで、一切私の手元にはないんですけれども。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

現在、調製しております、印刷のほうに回すように準備しておりますので3月いっぱいぐらいにはできる予定でございますけれども。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、3款2項1目、2目、3目、4目、児童福祉費、ありませんか。

松石議員。

○12番（松石信男君）

保育所費のところでは需用費は燃料費ですね。39万3,000円、これは減額補正されているんですけども、これちょっと説明ください。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

燃料費につきましては39万3,000円の減額につきましては、床暖房のボイラーのほうで故障しまして、昨年11月ぐらいから故障しましたので、当面は空調によって対応しております。修繕費の金額が大きいものがありましたので、今年度につきましては空調で対応した関係でボイラーの燃料費が下がったということで、減額の補正をお願いしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

御存じのとおり、非常にガソリン代とか灯油とか重油とかいろいろ上がってますので、だから実績に基づいてというふうになると、今からあと1カ月ぐらいしかないわけですけども、相当上がっておりますので大丈夫かなという感じがしたのでお聞きしたところなんです。そういうふうに空調にかえたということであれば大丈夫かなということで。以上です。

○議長（後藤信八君）

26ページ、4款1項1目、2目、3目、4目、保健衛生費。

林議員。

○11番（林 博文君）

13節の委託料ですが、各種健（検）診委託料、説明では339万円の補正が上がっておりますが、受診者が予想より少なかったためということですが、いろいろなこれは受診者に対するPRなりというのが不足しているところもあるかと思いますが、保険料関係のペナルティもあるわけです。予想より少なかったというのは大体何名ぐらいを予想されて、何名が受診されて、最終的にこういう補正になったのですか。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

この各種健（検）診委託料につきましては、がん検診が主でございます。特定健診は国民健康保険料特別会計でしておりますので、がん検診を中心に集団検診が終わりましたので、額が確定したということで減額しておりますが、当初はやはり医療費の高騰の原因が、やはりがんとかそういうものが最近是非常に多うございますので、早期発見・早期治療ということで、がん検診を充実させたいということで余分に見込んでいたための減でございます。

○議長（後藤信八君）

何人から何人。計画が何人で。原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

主なものでございますけれども、胃がん検診が1,300人当初で見込んでおりますけれども、実績は910名でございました。それから、大腸がん検診ですけれども、1,000名見込んでおりました実績が912名、前立腺がん検診が600名見込みまして412名、それから乳がん検診が750名見込んでおりました490名、子宮がん検診が850名見込んでおりました746名でございました。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

せっかく各種検診のこういうふうな予算も立ててやったわけですし、特にがん関係は本当に死亡率も多いというようなこともありますので、町としては、今後、1,300人に対しての910人といえればかなり少ない感じもします。また、前立腺関係も、今度高齢化が進むわけで

すが、この前立腺がんについてはやっぱり65歳以上が多いというようなことも受けておりますので、そういうようなところを多くPRして、25年度、今から健康診断があるわけですが、努めていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

1の20節の扶助費の子ども医療費助成で、説明では12月追加をしたけれども、伸びが少なかったということで139万5,000円減額になっていますが、償還払いでなければいけない、現物支給を親としては望んでいるというのが、今そういうことで、どうかして現物支給にならないかというお願いもずっとしてきたわけですが、償還払いのために、受けて、窓口でお金を払って、そしてあと手続をしないというのが何割ぐらいあるのかわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

実際に全ての医療費の社会保険と国民健康保険のレセプトと、実際の件数を突き合わせたことがございませんので、ちょっと今のところどれぐらいされているのかわからない、ちょっと手元には資料はございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

割と何割かあるのではないかなという予想があって、やっぱり手続を面倒でもしていただくような手だてを、そういう情宣といいますか、今からでもまた努力してほしいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今、林議員が尋ねられたがん検診の部分ですが、がん検診が当初より非常に少なかったということで、非常にがんについては担当課長も非常に医療費もかかると、早期発見、これが鍵だということで、やっぱり検診率をより高める必要があるというのが課題になっておるわけですがけれども、これ、具体的にどういう対策をとられているのか。まず、せっかく副町

長がいらっしゃるので、県としてどういう対策を具体的に今、施策として立てられているのか、わかれば課長もどういう、ただ単に通知して受けてくださいというだけで済んで、いや、結果的に受けてもらえなかったという形で終わりなのか、その辺わかれば。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

がん検診については基山町では非常に重要視いたしておりまして、ほかの市町村ではしておらない時間の予約をしておりまして、特に胃がんは食事抜きでしなければいけませんので、8時台を希望される方が多うございます。そういった希望調査を2月にしますけれども、きめ細やかにがん検診を受けやすい体制で、また特定健診の基本健診とあわせて実施できるようにというような配慮をしておりますので、県内においては常にがん検診の受診率は上位といますか、非常に高い率で受けていただいております。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありますか。河野議員。

○5番（河野保久君）

関連で、がん検診の方法のことなんですけれども、あれはバリウム飲んで胃透視だけしかできないんですかね。というのは、あれ、すごく年とってくると、作業士によってはえらいさかさまになったり何かして、あれ、年齢の方にはかなり負担で、受けたくても、例えばうちの女房なんかは「受けたくないもんね」と言うんですよ。だから、何かあの辺を、もしそういうことで断られる方があって、もし計画するなら何かもう一つ、内視鏡でやるとかいろいろ方法ございますよね。そんなことが検討できないものなのでしょうか。ちょっと質問です。

○議長（後藤信八君）

原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（原 博文君）

基山町においては、この集団健診のがん検診以外に一日人間ドックという制度を持っております。この制度は3年に一度ということで毎年受けるわけにはいきませんが、特にそういったバリウムが弱い方には、ぜひそちらのほうを受診してくださいということでお勧めしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

27ページ、4款2項1目、2目、3目、清掃費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

塵芥処理費のコークスの金額が減ということですが、一般的に私の常識では燃料費がすごい高騰しておるのに、何で減なのか。これが割と大きく1,500万も、それでこれはそのままずっとコークスの原料が低いまま推移していくのかということをお教えください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

実際、今議員おっしゃいますように一番大きくなった原因についてはコークスの価格が下がったということで、電話で問い合わせたら45円が35円になったということで、いつまで下がるというところまでは、ちょっと私そこまでは聞いてはおりません。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この14節の使用料及び賃貸料ですが、この車の借入料というのが私ちょっとわからないわけですが、6の公民館なんかもやっぱりトレーの回収に1カ月に1回か2カ月に1回回ってこられておる、これは委託をされてある方ですか。1万8,900円というのはどこからこの金額が出て3回ということですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃいますように、各公民館のほうで月曜日と金曜日、月9回、社会福祉協議会のほうが収集されております。その集めた分をエフピコ、脊振のところにありますけれども、エフピコのほうからそのトレーを取りに来ていただいております。それが1回1万8,900円、トラックの輸送代といいますか、そういうことで1万8,900円かかりますので、今

回、当初では5回上げておりましたけれども、量が減ったということもありますけれども、それを今回は平成24年度につきましては2回ということで3回分を更正させていただいております。以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

28ページ、6款1項2目、5目、農業費、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、7款1項1目、2目、商工費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、8款1項1目、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

道路維持費のストック事業、どういう事業なのか教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この事業につきましては、資料の22ページで道路ストック総点検事業ということで2つございまして、1つはのり面の点検、それともう1点は町内の街路灯の点検、それをいたすようにいたしております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そのストック事業なんですが、緊急経済対策事業で出されて繰り越しでいくようですが、

これは神の浦地区をやるという形になっている。このストック総点検事業、これは目的は何ですか。何かちょっとはつきりしませんけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず、のり面につきましては災害が予想される場所、それから既に復旧した場所、それが現在において安全かという点の点検です。それと、街路灯につきましては、街灯等が古くなって、それに伴って危害といいますか、そういったものが起きないための点検、そういった風とかそういったもので災害が起きないようにするための、まずその前の点検作業でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それはわかるんですけども、この道路ストック総点検事業と。道路をストックすると。総点検しますよと。その目的は何なのかと言っているんですよ。具体的にはのり面のとか言われたけれども、これは、道路が傷んでいるか傷んでいないかとか、人間が通ったとき危ないところがあるのかなのかというのを総点検するんだと。そして、危ないところはそういうふうに整備しますよということなんですかね。これ、詳しく説明してください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

このメニューにつきましては当初はなかったんですけども、やはり高速道路のトンネルですかね、あの事故をやはり教訓にされまして、今現在ある施設といいますか、そういったものの危険が予想されるもの、おっしゃいますように、のり面が例えば崩壊してきて災害を起こすとかそういった箇所と、先ほど申しましたように既に復旧はやったけれどもそれで安全なのかと、そういった点検をなさいと。それを補助事業で見ますと。今度の緊急経済対策で見ますよということでございます。それと、あとの施設は、先ほども言いました街路灯、街灯、そういったものも道路の附属設備としてありますので、その分の点検をして、あくまでも今回は点検までを補助対象といたしておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうするとこれは基山町の町道のことだろうと思いますが、町道を全部チェックするというわけですか。全部今後やっていくということなんですか。今回はたまたまこれだけだけでも、町道全部チェックしますよと、のり面とかなんとかね、安全なのか、ということなんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど言いました資料の22ページで挙げておりますけれども、今回は3カ所ですね。1カ所は若宮八幡宮の擁壁ののり面、それと、過去にされております新町地区ののり面のところの復旧事業が行われております。その点検。それと、もう一つは、今度道路改良でやっております本桜・城の上線のため池の西側のところののり面ですね、そういったところがやはり危険だというようなところで、その点検をやるということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今ここで出されている31ページも含めてですけれども、補正予算の緊急経済対策事業ですね、地域の元気臨時交付金事業、ほとんどが繰り越しでされますね。それで、緊急経済対策ですので、基本的にはこれはほとんどは、道路にしても建設の仕事にしても、そういう土木事業が中心ですよ。やっぱりこれは基山の業者に入札で落とすというふうにするのか、それとも少し入札の範囲を広げるのかというのが1つです。できるなら、私は、これはほとんどが基山町にある企業ができる仕事でもあると、するというのが、そういうのはどういうふうにするのかという点と、これは緊急経済ですので、なるべく早くやっぱりするべきなんだと。国の予算がいつごろ交付されるのかというのがありますけれども、いつぐらいまでにこれは行われる予定なのか。というのは、過去に、こうして予算は組んだけれども、実際工事したのがもう12月を過ぎていたとかいうのがやっぱりあるんですね。それで、これはいつぐらいまでがめどの工事なのかを説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回の場合は工事と委託料がございますので、工事につきましては、やはり町内の業者が最優先されると思います。しかし、業務委託につきましてはある程度、コンサルタントですので、それに適したコンサルタントの方を指名すると思っております。

それから、この執行時期でございますけれども、議員おっしゃいますように、あくまでも補正予算でございますので、大まか、新年度、4月までには発注といいますか、それをかなり今度は国のほうから求められるのではなかろうかと思っております。しかし、やはりその道路改良に応じましても、やはりやれる区間というのが限定される場合もございますので、そのあたりは適宜やっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

財政課長から、この緊急経済対策の立派な資料をいただきました。こういう資料を出していただくと非常にわかりやすいんですね。皆さんにもお配りしてあると思っておりますけれども、緊急経済対策用のですね。また、当初予算もぜひこういう方式を出していただくように、今、資料要求をお願いしております。非常に、これを見ただけで要らない質問もしなくても、これですぐわかるような資料でございますので、財政課長、今後とも補正予算、当初予算に関しては財源内訳等を付された、これがあると質問を一々しなくてもわかりますので、ぜひ今後ともこの資料を補正なりときには出していただきますと、議員からの質問もいろいろ言わんでもいいというふうなケースも出てきますので、ひとつ要望としてお願いしますが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

お褒めいただきありがとうございます。極力、できる限りの資料はお出しをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

32ページ、8款3項3目、4目、都市計画費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これも繰り越しでやるという形になるわけですね。公園費の15節の関係で、ちょっと基本的なことだけ聞きます。今後の工事の進捗状況に今回のこの減額している繰り越し、これは影響しませんか。今後の工事計画に影響はしませんかと聞いていますけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、25年度の計画の前倒しだというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ということは、前倒しと。前倒ししても結局は繰り越しですということでしょう。前倒ししたから補正ですというわけじゃないでしょう。これも繰り越しでしょう。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは、緊急経済対策での全額繰り越しでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、8款4項1目、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、8款5項1目、住宅費、ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

住宅管理費の長寿命化ですね、これについては資料も確認してきたわけですが、これは策定計画書、これはもうでき上がっているんですか。それはいただけるんですか。まずそれから。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

24年の3月までの工期でございますので、今年度中にはでき上がりますし、当然、そういったものにつきましては公表をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

その計画はぜひ議会にも提出していただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム関係なんです、これ減額更正されているわけですが、281万4,000円、補助金が要らなかったというふうな関係になっているわけですが、これは後で結構ですので、資料を出していただきたいと。24年度の緊急リフォームにかかわる資料を出していただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

最終的な件数、それから金額、そういったものはまだ、今、事業の経過中でございますので、最終的には新年度になりませんと出せないと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それから、これを減額更正されたのは、これはどういう理由ですかね。要らなかったということだろうってん、ちょっと説明してください。

○議長（後藤信八君）

先ほど歳入のところの説明があった項目ですが、もう一度許可します。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

281万4,000円の内訳につきましては、県費補助が141万6,000円、町の補助が139万8,000円でございます。これにつきましては、やはり最終的に、うちが募集した件数より応募の数が少なかったということでございます。

○議長（後藤信八君）

35ページ、9款1項2目、3目、消防費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

36ページ、10款1項2目、教育総務費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

37ページ、10款2項1目、3目、4目、小学校費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

38ページ、10款3項1目、2目、中学校費、ありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

1目の13節委託料ですね。中学校のエアコンですけれども、これ、前倒しをされるという説明があったんですね。当初、来年度の予算で上げる予定だったもの、確認ですけれども、そのところをもう1回いいですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この事業につきましては、25年の当初で基山中学校と基山小学校、若基小学校にエアコンを設置する事業が計上されておりました。そうこうしているうちに、国のほうが緊急経済対策を打ちましたので、どうせするなら補助がある有利な事業でやったほうがいいので、前倒しで24年度の補正で全部を持っていこうとしましたけれども、小学校のエアコンについては対象になりませんでしたので、そのまま小学校については25年度の当初予算で計上し、経済

対策の対象になるやつは、元気臨時交付金の対象になりますので24年度の経済対策に乗せて、24年度の補正で計上をいたしました。以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これも確認ですけれども、これは全クラス、全校舎されるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

中学校のエアコンにつきましては、3年生の5クラス、それと特別支援教室の2クラスでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

こうやって前倒しできたということであれば、来年度また少し予算に余裕があると思うので、ぜひほかのクラスにもというのは、こういう要望が出るのは当たり前ですよね。予定あったんだから、財政課長、よろしくをお願いしますね。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今の課長の説明の中に、来年度当初予算で小学校のほうも入れて予算を組んでいるんだみたいには私は受けとめました。が、前回の一般質問のときに、ようやく中学校の3年生だけをしてやるよというような感じでしたので、小学校までというのはいずれのことですけれども、确实、どういう形でつけていただけるのかをお願いします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、財政課長も説明しましたように、一応計画としては基山中学校の3年生の5クラスと、特別支援教室の2クラス、それから基山小学校の特別支援教室の3クラスと若基小の特別支

援教室の2クラス、一応これを25年度予定をしておりました。それで、先ほど財政課長が言いましたように緊急対策で補助が多くなるということで、県のほうにも調整しましたけれども、1校当たり400万円以上の工事じゃないと対象にならないという条件がありましたので、中学校のほうは1,000万円を超えるような金額でしたので、中学校のほうはその補助事業に乗せたということでございます。25年度の若基小と基山小学校の特別教室の分については単費での対応という形になります。

○議長（後藤信八君）

ありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

私もその関連なんですけれども、確かに中学校3年生と特別教室、それで1,000万、委託料で1,284万です。高いような気がしますけれども、やっぱり変電所なんかの容量も大丈夫なんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応現在の中学校の電圧、九電から来ている電圧についても対応できるというところの設計にはなっております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

動力変圧が小さいという気がしますけれども、それも調査されてまた検討するわけでしょうね。

○議長（後藤信八君）

次、行きます。39ページ、10款4項1目、3目、4目、5目、社会教育費。林議員。

○11番（林 博文君）

15節の工事請負費で、基肆城跡水門石垣保存修理、これは4年計画ですか、26年までで総額7,000万の予算をつけられて、国の補助で行われておるわけですが、私もその田舎に、議員の方も来ていただいておったわけですが、現地説明会が開催された後、その10日後ぐらいにまた通水溝が、そのときは2つの説明がありましたけれども、新たにまた基礎の分からこ

の通水溝がまた発見されたということですが、継続費の補正も上げておられるし、ここでまた更正も上げておられますが、今後、やっぱり国の補助なんかも少なくなる可能性があるかと思いますが、26年度で終わる予定ですか。また、これについて第3の通水溝がこのごろ発見されて新聞にも載っておったわけですが、その辺についての今後のこの工事の進め方、説明していただければというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この通水溝の関係では、一度現地説明会を一般の方にもしましたけれども、期間的にもなかったということで、3番目に出てきました3個目の通水溝については現地説明会まではいたしておりません。

それで、工事の進捗関係は、今の通水溝が3つ出てきたことに勘案しまして、実際今度石垣を積み上げて修復をしていきますが、どういう形でそれを見せながら修理ができるのか、やはり今のような下の地盤の関係もありますから、一応そこで調査をして、塞いでしまわなければならないとか、今、検討されているところです。この保存委員会の中では、やはり何とか3つの通水溝とも表に出るような修復をしたいというところで、今、検討は進められているところです。それで、今、24年度からは本来はもう石垣を積み始めるべきでしたけれども、それがおくれたということで、先ほどの継続費を補正させていただいて、この事業費も減額させていただいております。それを一応26年度に全部持ってきておりますが、26年度に完全にその予算で全部できるかどうかというのもちょっとわかりません。まだ今のところですね。もしかしたら26年度まで、26年度は大体修景、あるいは看板等の設置ということにしておりましたが、そちらのほうにずれ込む可能性もございます。これはちょっとまだ今ははっきりわかりませんが、それで、予算も、林議員言われたように、これがずっとずれていくことに関してちゃんときれいに国庫補助がつくかどうかはまだ今のところわかりませんが、それはもうどうしても進めなければなりませんので、検討してしっかり要望していきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

これはうちの所管ですので委員会の中で聞きますけれども、これ、町長ちょっとお聞きしたいんですが、この基肄城整備の件ですね。町長は県に対して要望は、今後、基肄城の整備については特に力を入れていくと、県には、というような答弁をされたというふうに思いますけれども、今後、基肄城の整備について国とか県に対してどういう要望を今現在されているのか、されていくのかですね。本格的にやるなら物すごい金がかかる事業だというふうに思っておりますけれども、また水門の工事がとりあえず終わった後ということになりましようけれども、それについてはどのようにお考えなのかですね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺は教育学習課のほうかなという気がしないじゃないんですけれども、私としましては、それはもう基肄城は何とか整備、維持管理していかなきゃいかんというふうに思っております。それについては、まずは水門が今問題になっていますけれども、あとは整備をどの程度するのか、どういう、いわゆる整備というか保存と整備、それをどうかみ合わせていくのか、この辺がやっぱりこれからの整備計画、10何年か前に計画一応上がっていましたけれども、あれをもう一遍見直すべきじゃなかろうかなと、私自身思っております。それによって、国なり県なりにまた働きかけていきたいと私は思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

40ページ、10款5項1目、3目、保健体育費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

19節の負担金の町体育協会補助金というのは更正があるのか、どういう中身の更正ですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この体育協会に対する補助金につきましては、それぞれの活動費の中で固定した補助もあります。ずっと分けておりますので。その中で、県民体育大会の派遣費に補助をしておりますが、このときの参加の状況とか開催の場所等でいろんな旅費が変わってきますので、それ

での減額でございます。

○議長（後藤信八君）

次、行きます。41ページ、10款6項1目、幼稚園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

42ページ、11款1項1目、農林災害復旧費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと確認させてください。これは激甚災害の指定を受けたということでしたけれども、今回の7月の九州北部豪雨、この激甚災害に指定されたということだと思っておりますけれども、この九州北部豪雨によって被災した場所というのは、100%激甚災害の指定を受けたのかどうかですね。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

激甚災害の指定は地域によってされます。しかし、この農地の復旧に関しましては増高申請というものを熊本にあります農政局に行ってそれを申請しませんでした、補助率が高くはなりませんので、激甚災害の指定と農林災害の補助率が上がるというのはちょっと別物だと。激甚災害の指定がなければ、増高といいますか、申請といいますか、それがいいのかということではございませんので、ちょっと切り離して考えていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

非常に難しいですよ。これは激甚災害を受けたから620万円更正になっているんですよ。それとも、これは農政局に申請した金額が620万更正になっているということですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ここで620万更正いたしておりますのは、当初の農林災害でいろいろ申請がございましたけれども、そのときに予算措置をいたしましたけれども、実際に農林災害に査定で上がった

のは8カ所でございます。ですから、ほかにあった分は農林災害の国庫の補助にならなかった分、そういったものを今回更正をいたしておるということでございます。

○議長（後藤信八君）

次、行きます。43ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

第11号議案に対する質疑を終わります。

引き続き行きます。

日程第13 第12号議案

○議長（後藤信八君）

日程第13. 第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の24ページをお開きください。第1表、歳入歳出補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別に入ります。

3ページ、歳入、2款1項1目、2目、国民健康保険税、ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

1目の医療給付費分現年課税分と、1,769万円ばかり出ているわけですが、国保税の収入が、これ何か中途加入者がふえたとかなんとかというふうな説明だったと思うんですが、もうちょっとこれ詳しく説明ください。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

保険者が新しく入ったり途中で社会保険に変わったり後期高齢に行ったりして、ずっと税も移り変わるんですけども、ことしの場合については中途から加入された方の所得が、比較的大きな所得の方の加入が多かったというふうに分析をしております。

○議長（後藤信八君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4 ページ、3 款 1 項 1 目、3 目、国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、3 款 2 項 1 目、2 目、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、4 款 1 項 1 目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、6 款 1 項 2 目、県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、6 款 2 項 1 目、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、7 款 1 項 1 目、共同事業交付金。松石議員。

○12番（松石信男君）

共同事業交付金、継続なっております。これが4,000万円少なくなっていると。交付金が減ったということですが、これは80万円を超える医療費に対しての共同事業かなと思うんですが、ちょっとこれ、額が非常に多いわけですから、詳しく説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

9月補正の時点で5月、6月、7月に支払った医療費が大変高額なレセプトが多かったということで、もしかすると平成23年度を上回る保険給付費が発生するんじゃないかと危惧をいたしまして、そうしますと高額な医療費の割合も基本的にふえていくということです。それで、去年の決算値が大体7,300万円ぐらいだったと思いますけれども、この高額医療共同

事業の交付金の決算がですね。それよりも額がふえて交付されるのではないかと。総額が上がると。そういうことで、この金額を計上しておりましたけれども、結局その後医療費がおさまりまして、大変助かっておりますけれども、その関係でこの交付金も減るということで、今回減額をお願いしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

10ページ、9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、11款4項5目、雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、歳出、1款1項1目、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、2款1項1目、2目、療養諸費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

療養諸費の中の一般被保険者の分ですけれども、国庫支出金が2,300万円減って、一般財源が900万円ふえております。財源内訳の変更になって、補正額はマイナス4,900万円、下がっていますけれども、そのうち、それ相応分の一般財源が下がらなければならないのが、一般財源が900万円上がって国庫が2,300万円下がって、この財源内訳の変更の理由をお願いします。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

先ほど質問がありました歳入の高額医療費共同事業交付金については、それをこの特定財源のうちのその他のところに計上しておりましたけれども、その高額医療費共同事業交付金のほうが減額になりましたので、その分が、その他が減って一般財源のほうに移ったということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

言葉ではあれですけども、結局単純に見ると、予算が4,900万円療養給付費が減った、非常にいいことなんですよ。いいことですけども、一般財源がふえていると。ということは、この根底には予算の見積もりが間違っていたとは言わないけれども、その財源内訳が通常からいくと4,900万円のうち4,000万円が国庫が減り一般財源も900万円ぐらい減るのが本当ですよ。それが反対、ふえているでしょう、一般財源の分が。医療費が4,900万円下がって。通常考えられない財源内訳ですよ、これ。4,900万円医療費が下がったなら、それに見合う一般財源も下がるのが普通ですよ。だから、そこの当初の予算の財源内訳が間違ったというか、それは簡単にですけども、ちょっと今のをわかりやすく御説明してください。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

結論的にはそうなるかと思えますけれども、とりわけ80万円以上のレセプトについては共同事業ということで交付をされまして、出すほうより入ってくるほうが多いといたらちょっとおかしいですけども、その4,000万円分については特定財源として受け入れをしておりました。予算をつくる上でですね。その4,000万円分を減らしましたので、それはもう一般財源からということになります。以上です。

○議長（後藤信八君）

次行きます。14ページ、2款2項1目、2目、高額療養費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、2款5項1目、葬祭諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、8款1項1目、特定健康診査等事業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、8款2項2目、保健事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、9款1項1目、基金積立金、ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

今2,300万円ほど積み立ててあるわけですが、これ、24年度末の基金残高は幾らになりますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

24年度末の基金残高は1億1,735万6,000円になります。

○議長（後藤信八君）

19ページ、11款1項1目、2目、償還金及び還付加算金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、12款1項1目、予備費、ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

最後にここで聞きます。私は、健康福祉課長がこの場にはいないというのが、本当は大変な問題なんだと思っているんですね。町長はそうは思わないと言われるかもしれませんが。なぜ問題かという、健康福祉課長は今までどういうことを言ってきたのかというところが問題なんです。今からこの国民健康保険、大変難しい運用を迫られると。自分が課長の間に見通しを立てたいんだと、立てるんだと約束されたんですよ。24年度に、そしてもしかしたら25年度に、料金改定をしなければならないかもしれない。しかし、今言われるように、療養給付金、確かに下がっているんですね。だから今回も基金積み立てができるということで、25年度は料金改定しないでもいいかもしれないけれども、26年度は料金改定しなければならなくなるかもしれない。この見通しは自分が課長時代にきちんとつくって、皆さんに御提示をしたいと約束された健康福祉課長がこの場にはいない。この問題を主幹に聞いても、主幹の方は答えようがないと思うんですね。町長はここまでわかって、今回のこの健康福祉課長の、今任命されていませんけれども、これについてどういうふうに思われま

すか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、23年度のちょうど6、7、8ですか、夏場に非常にそれこそ異常なくらいに医療費が高騰しまして、それで非常に危機感を持って、このままいくとやっぱりもう国保財政がだめになってしまうと。だから近い将来税を見直さなきゃいかんというような、そういう認識だったと私もそう思っております。ところが、その後ちょっとそれが落ち着きまして、24年度もそう極端な上がりがなかったということで、一息ついたという感じを持っております。

それと、これはちょっと詳しく担当のほうの説明するかどうかわかりませんが、特別な何か交付金みたいなことが加配があったというようなこと、そういうことが相まって、26年、27年ぐらいにはまた非常に危機的な状況になるだろうという見通しはあるんですけども、少なくとも25年はそれを免れると、26年ぐらいにはまた考えなきゃいかんのかというような、私自身はそういう見方をしております。

これは、課長がいてもやっぱりそういう状況、事情というのは変わらなかったらと思うし、課長もあの当時はちょっと慌てて何とか見直しをとというようなことは、ちょっと先走ったというとおかしいですけども、そういう認識だったろうというふうに思っております。それを言っておった当の本人がここにはいないということは、確かにそれは決してあっていいという話じゃございませんけれども、状況としてはそういうことでございます。それで、課長の都合といいますか思いで、もう退職というようなことになったものですから、その点に関しては、この前から申し上げておりますとおり、私も皆さん方に大変申しわけないというふうには感じてはおります。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

例えば退職されたと、これに対して私はこれ以上は言いません。問題は、引き継ぎをされているのかというのは、言うように当初は25年度に国保料の改定というのはあったけれども、若干余裕もできてきたと。だから、26年度に改定しなければならないか、これについては試算もして、そして皆様に大体の今から先の国保の流れについては提案しますというところま

であったんですね。だから、25年度当初は本当に厳しくなるかもしれないとは。しかし、25年度はどうか今の体制でいけると。しかし、26年度、この辺まで含めて試算もしてみたいんだというのがあったんですね。この辺は前課長から引き継ぎはされておりますか。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

特に引き継ぎはされておられませんけれども、以前より課長からそういった指示があれば私のほうで不十分ですけれどもそういったシミュレーションのほうは行っておりましたので、御要望があればお示しをしたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

なかなか詳しい資料も出てこなければ難しいので、これについては平成25年度の予算の中で資料は出せますか。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

一応、今、決算する数字が確定しませんので、概略でよければ出せるかと思えます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これは委員会として発言させていただきますけれども、私議員になって、10年前ですけれども国保の運営協議会に入りまして、そのときに税率の改正がありました。それで約倍額になりまして、そのときに運営協議会でも非常に議論がありました。それで、2回開催のところを3回に無理やり回数をふやしていただいて、協議を重ねて、納得されてやった経緯がありますから、今回こういうふうに見直しが二、三年前から続けて入っております。その計画がある中で、こうやって委員会を引き受けさせていただいて、やはりその辺のところは執行部と議会としてきちりお互い認識をして、どういう状況かと。それで、シミュレーションを毎月毎月上げていただいて一喜一憂しながら、今月は減ったなとか来月どうなるだろうか、

去年と比較して、3年前と比較してどうしようかという話までし続けて、お互いに信頼関係を持ってやっていたわけですね。

それで、今、重松議員がおっしゃったように、課長も任期中には必ずめどをつけてやるということで、我々も一生懸命協力しながらいろんな施策を打って議論をしたわけですね。それが一気に崩れてしまったわけですね。こここのころの、言われたように、やっぱり発言の責任ですね。だから、ここで答弁したことがそのまま責任になるからというのは、これは当たり前なことなんですけれども、今までのつながりが一番基本大事だと思うんですよ。そここのころを我々は裏切られたという思いが非常にあるからこういった発言をさせていただいているんですけれども、ぜひその辺のところを町長もお考えいただきたいと思うんですよ。その場その場ではないんです。つながりがあって、やっぱりこうやって、そこがやっぱり町民の負託に応えるためには必ず必要な部分だと思って、こういうことも言っているわけですので、ぜひその辺のところをお酌み取りいただきたいと私は強く要望しておきます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ここで40分まで休憩します。

～午後3時32分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第14 第13号議案

○議長（後藤信八君）

日程第14. 第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の27ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別に入ります。

3 ページ、歳入、3 款 1 項 1 目、受託収入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療連合納付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3 款 1 項 1 目、保健事業費、ありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

後期高齢者のこの制度についてお尋ねいたしたいと思います。これからの見通しですね、これについてどういうふうな所感を持っていらっしゃるでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

制度上の問題ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一番当初は、平成20年に後期高齢制度が発足しまして、直ちに民主党政権になりまして、平成25年度には廃止をするということと言われておりました。その後、それが延び延びになりまして、現在、政権が変わりまして自民政権ということ、このまま制度的には現状維持で中身の見直しを行っていくというふうになっているかと思えます。ただ、厚生労働省のホームページ的には、やはり廃止という法案のままになっておりますので、まだ廃止法案が実現されずに延びていると、公的にはですね、という状況でございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、その廃止ですか、こちらを目指しているならば、廃止された場合はどうなるというふうになるのでしょうか。

それから、国保が県で一括ですか、ということで、なかなか作業もおくれているというこ

とですけれども、そういうところの認識は町長はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

後期高齢者のこの制度がこれから先、本当にどうなるのかというようなことは、私どもも非常にわかりかねておるとい部分ではあります。それでは、それがなくなったときに果たしてどうなんだというようなこと、そこまでは県の後期高齢者の会合でも先のことははっきり出ておりません。

それから、国保法が県で一本化というような、県あるいは地域あたりで共同で一本化でというような話もあっておりますけれども、これもなかなか進まないというような状況ではあります。単独ではなかなかどこでもやっていけんだらうという、だから一本化しなきゃいかんじゃないかというような、そういう話があるわけでございますけれども、これまた本当にちょっと先が見えないというような、私はそういう状況だと受け取っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ほかの自治体によっては一般会計からの繰り入れをする部分がありますし、そういうところの運営は厳しくて多くの赤字を出しているところもあります。基山町の場合は何とか努力によっておさめられていますけれども、基山町の方針としてこれを一本化に積極的に進めていくのか、その場合のリスクはどれほどの大きさがあるというふうに認識をされていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、国保の一本化ということでちょっと話は会合あったことがございます。そこでも本当にやっぱりいろいろ条件を整備せんと、不平等が出てくるというようなことです。基山町あたりは割と順調にいつておるといようなこと、あるいはまたほかの市町では非常に苦労されておる、それから借金も多いとか、起債等もかなり累積しておるといような、そういう状況もございます。それから、いわゆる加入率とか徴収率とか、そういうやつもちゃん

とした整備をして、そこに平等性を持たせなさいかんと。その辺がネックになっておりますものですから、ちょっとなかなか難しい問題かというふうには思っております。基山町一般財源は余り余計な一般財源というのはつきだまんでは済んでおりますけれども、本当にこれがずっとずるずる長引けば、果たしてそれがずっといつまでそれができるのかどうかというようなこと、これはどこかでやっぱり考えて、どうするかと、住民の皆さんに負担ばかりもかけられない、そしてまた国保じゃない方との平等性というようなことも十分考えて、これからやっぱり検討していかないかというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

以上で、第13号議案に対する質疑を終わります。

日程第15 第14号議案

○議長（後藤信八君）

日程第15. 第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案書の30ページをお開きください。第1表、歳入歳出補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

第2表、繰越明許費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、第3表、地方債補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。

3ページ、歳入、1款1項2目、分担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、2款1項1目、2目、使用料、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、3 款 1 項 1 目、下水道事業補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、6 款 1 項 2 目、基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、6 款 2 項 1 目、他会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、9 款 1 項 1 目、町債、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、歳出、1 款 1 項 1 目、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10 ページ、2 款 1 項 1 目、公共下水道事業費、ありませんか。松石議員。

○12 番（松石信男君）

15 節の工事請負費 1,900 万円、これ、緊急経済対策事業ということで行われるわけですが、高島団地の舗装ということになっているようですが、これは繰越明許になっているわけですが、そもそもの計画は 25 年度で実施する予定だったと。ところが、国が金ばくれるというもので、はい、やりましたということなんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この金額をもちまして高島団地の舗装の復旧を早急にやりたいということで、前倒しで緊急経済対策に予算の要望をしたということでございます。（「これで全て終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これで高島団地内の舗装の修繕といいますか、舗装は全て終わるということになっております。

○議長（後藤信八君）

11ページ、2款2項1目、汚水処理施設事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で、第14号議案に対する質疑を終わります。

日程第16 報告第1号

○議長（後藤信八君）

日程第16、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

毎回、私、この土地開発公社について基本的なことも含めて質問させていただいています。資料の一番最後のページ、17ページですね、支払利息が36万963円、平成24年に計画されておりました。それはどこに対する支払利息で利率は幾らでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これ、どこというのは土地開発基金でございます。利息は、ちょっと今覚えておりませんが、よろしいですか。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、今言われましたように、土地開発基金、基山町の基金から土地開発公社が借りて、それに利息を払ってされておりますんですね。私は前から言っていますけれども、なぜ買い戻さないのかと。最終目的としては、もう20何年前、基山町の土地開発公社ができて、この役場の跡地とか先行投資分を、相当な貢献もしてきた土地開発公社ですけれども、現状においては、どこの市町村でもですけれどもうちのような、一番うちがいいのはその図書館

の予定地のそこだけしかないわけですね。よその市町村においては、塩漬け土地といいますか、先行投資で買ったのがどうしても売れないということで土地開発公社が非常に市町村の財政を圧迫しているような状態ですけれども、うちの場合はそこ一つしかないからいいんですけれども、今まで私聞いたところによると、あそこは買い戻せない、買い戻せないの一本やりですけれども、私は、町有地として土地開発公社から買い戻して、それで土地開発公社の解散を早急に検討すべきであるというふうに思っておるんですけれども、町長はもうこのままずるずるずるずる何十年もされる予定ですか。私は、この際すきっとして、毎年36万円の利息、それは町に入ってくるからというようなごたるものの、実体をなさない土地開発公社は早急に私は清算して解散すべきというふうに思っておりますけれども、これができない理由は今までと変わらない理由ですか。その辺をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そうですね。おっしゃるように、そこが一つ問題になっておるということです。それにつきましては、図書館をどうするかというようなことを今検討委員会で検討していただいて、それが3月末ぐらいには上がってくると。それをもとに、また私どもも図書館をどこにどうするかというような、それを決定していかなきゃいかんと。それによって、それが片づくまではやはり一応あそこは図書館用地みたいなことで購入もしておりますから、それを今の段階で、はい、もうそれは外しますよということじゃなくて、やっぱりそれはそれで開発公社として持って、それが解決したときには町が買い上げるというようなことになると、そうしたいというふうに私も思っております。

これは理事会あたりでもうこれはずっと議題にもなっていたし、今度もそういうふうな私も説明はいたしております。そこがもう図書館用地じゃないんだということであれば、あとどうするかとか、いろんな問題がございます。それから、税制の問題、優遇税制とかなんとかいろんな問題がございますけれども、その辺のところはまたクリアできるというふうに私は思っておりますものですから、そっちの方向でと、そして今その段階だということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど鳥飼議員さんのほうから質問がありました利率ですけれども、4.5%でした。どうも失礼いたしました。

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終わります。

日程第17 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（後藤信八君）

日程第17. 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

基山町選挙管理委員会委員には、林 軍一氏、山田辰巳氏、村山徳夫氏、埋金義明氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を基山町選挙管理委員会委員の当選人と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました林 軍一氏、山田辰巳氏、村山徳夫氏、埋金義明氏が基山町選挙管理委員会委員に当選されました。

基山町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、平野 洋氏、第2順位、井上新三氏、第3順位、有田貴美子氏、第4順位、北原裕史氏を推薦します。

お諮りします。ただいま議長が推薦しました方を基山町選挙管理委員会委員補充員の順位を含めて当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました平野 洋氏、井上新三氏、有田貴美子氏、北原裕史氏が順位のとおり基山町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第19 予算特別委員会の設置について

○議長（後藤信八君）

日程第19. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、品川義則議員、林 博文議員、松石信男議員を指名します。

日程第20 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は、以上をもって散会とします。

～午後4時00分 散会～